

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和3年9月2日(木)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	関 誠一郎 君	副議長	河原井 大介 君
	桜井 和子 君		三村 孝信 君
	加藤木 直 君		阿久津 則男 君
	猿田 正純 君		小林 祥宏 君
	藤咲 芙美子 君		杉山 清 君
	片岡 藏之 君		鯉 淵 秀雄 君
	藺 部 一 君		小 塚 孝 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	仲 田 不二雄
教 育 長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	山 口 成 治
町 民 課 長	雨 宮 忠 芳
財 務 課 長 補 佐	江 幡 守 仁
税 務 課 長	佐 藤 宰
健 康 保 険 課 長	飯 村 正 則
長 寿 応 援 課 長	稲 川 弘 美
福 祉 こ ど も 課 長	山 崎 栄 一
農 業 政 策 課 長	増 井 栄 一
都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	所 克 実
会計課長(会計管理者)	久保田 和美
水 道 課 長	阿久津 惠 三

農業委員会事務局長補佐
教育委員会事務局長

野 口 出
園 部 繁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記

阿久津 雅 志
町 田 めぐみ
高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議事項
(1) 令和3年第3回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時00分開会

開 会

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 本日の全員協議会は、来る9月7日に招集されます令和3年第3回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議いただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、コロナ対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

なお、夏の軽装、クールビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席であります。

なお、財務課長船橋行子君が欠席のため、補佐の江幡守仁君が出席しております。また、農業委員会事務局長高瀬浩文君が欠席のため、補佐の野口 出君が出席しております。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和3年第3回議会定例会に提案いたします議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、条例制定、損害賠償の和解、一般会計補正予算及び特別会計補正予算、令和2年度一般会計をはじめとする特別会計の決算認定についての議案39件について、ご説明を申し上げます。

本定例会に上程させていただきます損害賠償の決定及び和解についての議案23件ではありますが、うち21議案を追認議案として上程しております。平成28年度から令和2年度の過去5年間における損害賠償事故における和解の決定についてのお願いをするものであります。本定例会における追認提案となったことに対し、おわび申し上げますとともに、議会

議員の各位のご理解を賜りたいと存じます。

なお、今回の損害賠償追認議案に関しましては、当時の関係各局長4人、町民課長、都市建設課長、教育委員会事務局長を監督責任者として文書厳重注意としたことをご報告させていただきます。今後このようなことが起こらないよう、事務執行に当たりましては法令順守を徹底してまいります。

以上、概要をご説明させていただきました。詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

協議事項

○議長（関 誠一郎君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上、ご質問願います。

初めに、議案第35号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小李克成君。

○まちづくり戦略課長（小李克成君） 議案第35号をご覧願います。

議案第35号 城里町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたことから、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日から施行されたことに伴い、茨城県の過疎地域持続的発展方針に基づき、引き続き旧七会村の区域を対象としました令和3年度から令和7年度までの計画を作成したため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第35号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては別添の計画書のほうをご覧いただきたいと存じます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第35号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第36号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、議案第36号をご覧いただきたいと存じます。

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定であります。城里

町過疎地域持続的発展計画に定める産業振興促進地域におきまして、計画認定を受けた事業者が新たに取得した資産に対する課税を免除するものでございます。

以上、第36号議案につきご説明申し上げました。2ページ、3ページに条例本文が載っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第36号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第37号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号 損害賠償額の決定及び和解についてであります。令和3年5月23日に発生した、公道における物損事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細についてですが、1、事故発生年月日、令和3年5月23日。事故発生場所については、大字石塚地内、県道61号線沿いでございます。3、相手方、那珂市在住。和解条項については、過失割合、町60%、相手方40%、損害賠償額58万626円。示談成立後においては、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないとしております。

事故の原因については、自家用車で走行中、縁石の道路側を草刈り中に石をはじいたことにより、左側前後のドアを破損したものでございます。

以上、議案第37号についてのご説明でございます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第37号に対するご質問をお受けいたします。

2番 加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいまの全部読んでいただいたんですけども、事故の原因の内容が自家用車で走行中というのと、これ、文章ちょっと1回読んでください。これ、意味不明です。

本来ですと、多分、縁石の道路側を職員ないし業者の方かどうか知りませんが、草刈り中に那珂西在住の方が自家用車で走行中、石をはじいてしまって、職員が、それで多分このドアを破損したということだと思っておりますけれども、この文章ではちょっと分かりづらい。これ、分かりますか。ちょっと、これ、文章を考えていただいたほうがいいかと思っております、この原因は。ちょっと分かりづらいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 失礼いたしました。

文章のほう再考いたしまして、ご報告したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番 小坪 孝君。

○14番（小唄 孝君） これ、この事故はどこでやって、業者さんがやったのか、誰がやったのか。全然、ちょっと今、加藤木議員が言うように意味不明なんだけど、どこの場所でやったんですか、これ那珂西の人が。そういうやっぱりきちんと説明していただきたいね、加藤木議員が言うように。お願いします。

これ、建設業者さんがやっぱりやっちゃったんですか。建設業者さんがやっても、町の保険を使って直してあげられるのかな。そこら辺。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 小唄議員さんのご質問にお答えいたします。

この損害賠償についてですが、町内一斉の大字自治会による除草作業の際でございまして、場所については長峰ニュータウン入口といたしまして、石塚の部分でございまして。

相手方については、今の説明の中を勘案いたしますと、業者ということではなく、町の中で行われている大字自治会による町内一斉作業の中の一環で起きたものでございまして。

以上、ご説明いたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小唄 孝君。

○14番（小唄 孝君） 今の話でいくと、那珂西の人が長峰ニュータウンの前で草刈りをやって車を破損したというの。那珂西から来て、わざわざ草刈りやってくれたの、これ。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 小唄議員さんのご質問にお答えします。

先ほどちょっと私の説明が不備があったんですが、石塚地内の部分でございまして、相手方については那珂市在住の方でございまして。通りすがりの方となります。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第38号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。画面のほうは切り替わっていますでしょうか。

議案第38号 損害賠償額の決定及び和解についてでございます。

こちら、交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法の規定による議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生日月は令和3年7月2日、発生場所は高久地内になります。相手方は高久在住の方でして、和解の条項といたしまして、過失割合が町が10%、相手方が90%、損害賠償金額が3万5,142円、示談成立後は、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないとなっているものでございます。

事故の原因でございますが、公用車、バイクですね、こちらを運転中、ちょうど運転中に自宅敷地より道路に進入してきた相手方車両と接触衝突したというものでございます。

以上、第38号の議案についての説明になります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第38号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第39号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 議案第39号について説明申し上げます。

損害賠償額の決定及び和解について、こちら追認の議案になります。

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を当時得ていなかったため、今回議会の議決を求めるものになります。

事故の発生年月日ですが、平成28年6月23日、事故の発生場所は石塚地内になります。相手方は水戸市東赤塚在住の方になります。過失割合といたしましては、町方の100%の過失になります。損害賠償金額は22万円。示談成立後は、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないとなってございます。

本町職員が、笠間街道入口交差点において信号待ちで停車していた際、信号が変わったものと錯誤して発進したことで、停車中でした前方の相手方車両に追突をしたという事故の内容になってございます。

以上、第39号の説明になります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第39号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この信号待ち途中、錯誤でですか。信号待ちしてて、間違っって発進をしてしまったということなんですけれども、停車中の相手にやるのは100%だと思うんですけれども、相当の金額、22万円というところとちょっとかなり大きい事故なんじゃないかなと思うんですけれども、どのぐらいの程度で発進したんでしょうか。

これはそろそろ青になるから発進しようかなと思ったのか、それとも、間違っってやってしまったと言っても、間違っった原因というのは何か考えていたのか、そこら辺のところはちょっと知りたいなと思っています。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） ただいまの藤咲議員の質問にお答えいたします。

当時の事故なんですけれども、信号待ちで本町職員の車両の前に3台車両がございました。そのうち1台目と2台目が発進した際に、同じようなタイミングで動くところと勘違いをしてしまったようでして、3台目の止まっている地点で早く発進してしまっって、ぶ

つかってしまったというような内容になってございます。

修理の内容なんですけれども、当時の車両の時価額に合わせまして、修理の間の代車費用などもこの賠償額の中に含まれてございます。よろしいでしょうか。

説明、以上になります。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） こういう事故報告書というのは、もう少し詳しく報告することではないのでしょうか。こんなに簡単に書いちゃって、もう本当に中身が後になってどういう事故だったのというようなことが分かるような、そういう表現の仕方にしないと、事故がこういうことでありましたということさらっと流されたんでは、後でもしこれを見たときに、誰がどのようにどうなったのかというようなことが分からないので、これはちょっと、もう少し事故の原因というのを詳しく書いておいたほうがよろしいかと思うんですが。

全体にもそうなんですけれども、一つ一つ審議していくということなので、一つ一つ質問させていただきますけれども、とにかく詳しく書くようにしてもらったほうが後々のためにもよろしいんじゃないかと思えます。今、答弁になったようにね。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） ありがとうございます。

事故の原因については、内容を簡潔にまとめたつもりではございましたが、お話にあったように、本来であれば詳細に書き記したほうが実態に即した形になったのかなと思えます。

本日につきましては口頭でご説明させていただきます。そういった形で、一つ一つご審議を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、ちょっと藤咲議員が言うように、事故の詳細が全然分かんないんだよね。これは発車して22万円相当の金額を出したとしたら、これ、人身事故とか、何台の車をやったのかとか、何時何分に事故をやったんだとか、きちんと詳細に入れてくれないと、そんで、何の公務で、何の用事で職員が行って事故に遭ったのか、そこら辺までちょっと詳しく報告していただきたいなと思えますね。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） ご指摘ありがとうございます。

この第39号議案につきましては、時間につきましては6月23日の4時22分ということで、当時水道課の公務に従事していた職員が公務により現場に向かうときに事故に遭ったということになってございます。

○14番（小坪 孝君） 相手は体にはないの。そこら辺をきちんと報告してくれないと。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 物損でございます。物損ですので、けがは相手方は今回はなかったということで。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいまの補佐のほうから説明ありましたが、信号待ちをしていて、信号が変わって発車するのは1台目だけです。2台目は信号が変わっても発車しませんから。前の車が動いてからです、2台目、3台目は。そういうことです。にもかかわらず、信号が青になったからといって発車したというのは、本来はそれは理由が違うのかなと思うんですよ。例えば携帯を見ていたとか、よそ見をしていたとか、足を離してしまったとか、それでオートマだから前へ進んでと。本当に前の2台が、3台並んでいて2台が発車したから、その方も発車したということなんですか。それだったら、運転している、ちょっと素質というか、それはちょっといかなものかと。もっとちょっと教育しないといけないなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） ご指摘の件なんですけれども、最終的に示談に至りました発生状況の報告書の記載では、そのような内容になってございます。

実際にどうだったかということになると、さらにちょっと深掘りは必要になるんですけれども、基本的にはこの発生状況報告書で相手方と示談して、まとめた内容に基づいてのご報告をさせていただいたところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、この内容で保険のほうは出ているということなんです。保険屋さんはこちらでいいということですね。

はい、分かった。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第40号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、こちらにも損害賠償額の決定及び和解についての追認であります。平成28年6月23日に発生した、町内公道における物損事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得ていなかったため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細についてでございますが、事故発生年月日が平成28年6月23日、事故発生場所、大字那珂西地内、町道0204号線、相手方については那珂西在住の方でございます。和解条項

については町39%、相手方61%、損害賠償金額については2万3,918円、示談成立後については、本件に関し一切異議申立て、請求を行わないものでございます。

事故の原因についてでございますが、自家用車で走行中、町道に木の枝が張り出していたため接触し、左側面及び雨よけを破損したものでございますが、詳細な内容についてでございますが、0204号線を通勤道路として使っている方が、前日については現場の状況については何事もなかったが、当日について木の枝が折れた直後に通行したもので、枝が張り出しているのが見えず、走行したことによって車が接触し、車の物損が発生したものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 都市建設課の事故原因の説明が分かりづらいんですよ。これ、相手方の自家用車でというのは相手方でしょう。

○都市建設課長（大津好男君） そうです。

○7番（三村孝信君） それで、町の町道の木の管理が悪いということでしょう。それ、そう書きゃいいじゃない、これ。何かさっきも指摘されたと思うんだけど、少し分かりづらいんで、一読して分かるようにしてもらいたいなと思います。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 次回までには、本文のほう、もうちょっと詳細について調整して提出したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） みんな同じ意見だと思うんですけども、自家用車で走行中というのは、私は、これは公務中に自分の車で走行中に、町道に木の枝が張り出していたために接触したと、これはこう読めるんですよ。自家用車で走行中というのは、自分が自家用車を走行していたというふうに読めるんですけども、今、三村議員さんが言ったのは、これは相手だというようなことで、そうだということ。ちょっと全然、これは意味違った文章になりますので、よく分かりません。

木の枝が張り出していたため接触しというのは、木の枝が張り出していたら、走行している最中に、あ、木の枝がある、よけなければならない、そういうときに前後の車の状態を見ながら、前の車は対向車が来ないかどうかを見て、来なければ左側に張り出してよけて走る。後ろから来る人がいれば、ちょっとストップして様子見るというようなこととか、そういう周りの状況を見ながら走行するというのは当然だと思うんですけども、雨よけを破損するほどの枝の張り出しに気がつかなかったというのは、どういう走行をしていたのか。何キロぐらい出していたのか、どういう注意を払っていたのかというのが全く見えません。教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたしますが、当時の事故の調査、物件内容については、ちょっとスピードについては表示されておられません。

この物損に関しては、町の職員ということではなく、一般の通行車ということでありませす。よろしくお願ひいたします。

○4番（藤咲芙美子君） 意味分かんない。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと課長、いい。

これは町が管理不十分だということで、保険の適用になったということ。

○都市建設課長（大津好男君） ええ。

○議長（関 誠一郎君） そういうこと言わないと、皆さん、分かんないんですよ。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今、議長もちょっとお話ししましたけれども、これは、この文章だと、本当に相手方が61%、町が39%という過失割合なんですけれども、町道に木の枝が張り出していたためというのは、相手方が張り出していたのをというような状況で私たちは見ます。読みます。これって本当に、こんな文章でこの議案書に出すということ自体がちょっと、これだけのプロフェッショナルな職員さんたちがこんな文章を書くのかと、私ちょっとあきれました。何なんですか、これは。考えてくださいよ。これ、公文書、載るんですよ。議案書ですよ、これ、議案。こんな文章を書いて済むと思っているんですか。考えてください。ちょっと分かりません、この話の内容が全く。誰がどうなって、どうなのかというようなことを一つ一つ説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今回、損害賠償の追認も含めまして、初めての上程となっている部分もあり、他市町村の議案の状況も見ながら、簡潔に作成したものでございます。

担当部局からの詳細の説明について分かりづらいというご意見もありましたので、これから先の説明について、ちょっと考えながら今から説明していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） すみません、課長、それを出していただけるときに、町の過失が約4割、相手方というのは運転をしていた人が6割なんですよ。ですから、町のほう、町道で木が張り出していたというようなものにぶついたら、ぶつけた人の責任が6割ぐらいあるというのが保険屋さんとかのやっぱり考えになっちゃうんですか、これは。その辺も後で一緒に含めて説明をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 3番猿田議員さんのご質問、ご指摘を受けまして、説明

いたしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 今、説明するの。後で。

○都市建設課長（大津好男君） 後で。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、3番猿田議員、後で説明するというのでお願いします。
14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、要するに個人が7割近く負担だと。町が39%、4割。これはおかしくないですか。私なら許せないよね。これ、町の町道に枝が出ていて、暗いときとか、そういう管理不行き届きでしょう。そういう形からいっただらば、これ、逆と違うんですかね、負担割合が。こんなことで、非常に道路管理も本当に町は悪いよね。キャンプ場からホロルさ行くところの道路の町道、あれだって板が出ていて、再三注意していても管理されていないんだよ。枝は出ているし、杉っ葉、そんでキャンプ場の人らが雨降っているときに歩いて、お風呂入りに割引券なんか発行してっから、歩いて行って風呂行くんだけど、雨降っているときに枝が出ているものだから、あの狭いところにそういう感じでいくと、この負担割合というのは非常に。

これ、大津課長、町が4割ですと言って突っ張ったんですか、また、このやつは。私からいくと、これ納得できない割合だよね。やっぱり個人の山でも何でも、建設課がきちんと指導して、枝が出ている場合は補償していただきますよとか、そういう管理をきちんとやっていただきたい。再三、注意したって、キャンプ場のあの町道の狭いところ、雨が降っているとき枝に触るの嫌だから、片方に寄る、そうすると人が歩いている。本当に、駅前のバス停みてえな、座った人見たときねえよな金使うんだら、そういう板払いにきちんと使ってくださいよ。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご質問に回答いたします。

平成28年当時の和解自体については、私のほうからもちょっとご説明申し上げにくい部分もございます。

それと、現況の町内の町道敷における今の枝の張り出し、道路上の落ち葉等についてのご指摘がございましたが、今後もよく鋭意努力しながら道路維持に努めたいと思います。

なお、枝の張り出し等については、年間かなりの件数を、地権者を調べながら伐採及び道路沿いの草木についての処理もお願いしているところでございますが、今後もなお努力しながら対応していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、建設課で一方向的に最初から4割くらいしか出せませんという一方向的な話だったんですか。ちょっと詳細しゃべりづらいなんて。そう言うから、そういう決め方でやっていることは、私は確認しているんですよ。全然、保険屋さんとか話合いじゃなくて、あなたらが4割です、あなたらの付度によって4割だとか、2割だとか、

そういうことでこの保険をやっているようではいけないと思うんだよ。どうなんですか、この決め方は。最初から4割で持っていったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員への質問に回答いたします。

私もちょっと勉強不足な部分がありますが、平成28年6月の物損事故については、ちょっとそこまでの詳細は私が確認しておりませんので、今後確認して後日報告いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第41号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

ただ、執行部に申し上げます。これを、議案を読んでいただけでは、事故の内容が全く見えてこない。そういう詳細を皆さん知りたいわけですよ。そのために保険を使ったんだと。その辺、十分注意して、事故の様子が想像できるような、そういう説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） それでは、議案第41号についてご説明いたします。お聞きください。

損害賠償額の決定及び和解について追認の議案になります。

交通事故による損害賠償額の決定と和解についてになるんですけれども、事故発生日は平成28年8月12日、事故発生場所は上坪地内となっております。相手方は水戸市元吉田在住の方です。和解条項としまして、過失割合は町が100%の過失の事故になります。損害賠償金額は173万4,684円。

事故の原因といたしましては、本町職員が上坪の交差点にて信号待ちで停車していた際に、その前に1台車が止まっていた。信号待ちで2台目の位置にいたんですけれども、信号がまだ変わっていない時点で、信号が変わったという勘違いをしまい、発進をしたことで停車中の前方車両に追突をしたというような事故になってございます。

以上、議案第41号の説明になります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第41号に対するご質問をお受けいたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） これ、議案第38号と全く同じ事例ですよ。

それで、金額もこれ2か月ぐらいしか変わらないんですけれども、同じ方ではないですよ。同一人物ではないですよ。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 違います。

○2番（加藤木 直君） 金額的な部分で、100%過失割合、町ということなんですけれ

ども、170万円からの、これだけの大きな事故ということになりますと、人身があると思うんですけども、人身はどのぐらいの人身があったのか、教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 加藤木議員の質問にお答えいたします。

今回のこの事案に関しましては、物損と人身の両方が発生してございます。

内訳といたしまして、物損に関しましては108万2,382円、人身に関しましては65万2,302円の損害賠償額という内訳になってございます。

物損のほうは修理費と代車費用、人身に関しましては治療費、慰謝料などの経費が主となってございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

このように物損と人身があった場合には、損害賠償の部分も別々に入れていただければなどというふうに思いますけれども。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡君。私、言ったでしょう。執行部が事故の内容が把握できるような説明をしてくれと。質疑を受けてから説明するんじゃなくて、結局、把握できるような説明を求めていると言っているんだから、質疑を受けてから再度答弁するようなことはやめてください。

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい。

○議長（関 誠一郎君） お願いします。

次に、議案第42号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、議案第42号についてご説明いたします。

こちらについても追認を求めるものでございます。

事故発生年月日、平成28年8月31日、事故発生場所については、小勝地内、町道90号線でございます。相手方については、塩子在住の方でございます。和解条項について、過失割合、町73%、相手方27%、損害賠償額9万2,000円、示談成立後については異議の申立て、請求を行わないものです。

事故の原因でございますが、町道90号線を自家用車で走行していたところ、道路の横断溝に3センチ程度の段差が生じていることに気づかないまま段差部分を走行したため、左前輪のタイヤがパンクし、ホイールが歪んでしまったものでございます。

こちらについても保険対応で実施しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第42号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） これからもずっと、先ほども出たんですけども、この自家用車で走行中という、この自家用車で走行しているのは誰なんですか。町なんですか、それとも相手方なんですか。これだけちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 私の説明がもうちょっと至らなかったようですが、話の流れでいくとおり、相手方の塩子在住の方が自家用車で走行中ということで、町民の方になります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 本当に分かりにくい内容の文章で、ちょっと残念ですけども、相手方の自家用車が走行している中に、段差に乗り上げて、相手の車が前輪のタイヤがパンクをしたということで、パンクをした修理代が9万2,000円。これはあくまでも相手方のパンクということですね。

それが町が73%というのが何ですか。ちょっと分かりません。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4 番藤咲議員からの質問にお答えいたします。

町の過失が73%になるもので、賠償額については、これは代車の金額も含まれるものとなっております、物損のタイヤとホイール分の賠償額となっております。よろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） この公文書というのは、この議案書に載っているような状況ではちょっと納得できないですね。これからずっと、これが自家用車で走行中、自家用車で走行中という言葉が出てきます。しかし、これ、何か非常に分かりにくくて、何がどうなったのかというものを、今までもこういうことあったんでしょうかね。文章の作り方が、相手方どうなのか、自分がどうなのか、町はどういうことで73%になったのかというのが全く見えていないので、議案の審議のしようがないですね、何かね。どうにかありませんか。

○議長（関 誠一郎君） 執行部にやっぱり再度言いますけれども、事故の状況が見えてこない、この説明では。だから、質疑が出るんですよ。それをもう少し事故の内容が、ちゃんと保険を使って掌握した中で処理しているんだから、事故の内容が分からない状態ではおかしいですから、もう少し皆さんが分かるように説明してください。お願いします。

藤咲さん、いいですね。

4 番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君）　そういうことで、これから全部これを書き直すというわけにいかないでしょうから、このままお受けいたしますけれども、今後こういうことのないような状況で、きちんと相手がどういう状況なのか、自分はどうなのか、何で町が73%を持つのか、何で相手が27%なのか、そこら辺のところを出した上で審議させていただきたいなと思っております。

事故を起こした、課長さんたち、昔のことで分かんないと、以前のことで分かんないという方もいらっしゃるかもしれませんが、これはあくまでも公文書。あくまでも次に残して、このときはどういうものだったのか、どういう事故を起こしたのかということがきちんと分かるような、そういう内容にしておかなければなりません。ですので、詳細な内容で残すようお願いをいたします。

○議長（関 誠一郎君）　ただいま4番藤咲芙美子君からありましたように、この議案書に関しては、明細をつけた上の差し替えを求めます。よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君）　先ほど来、分かりづらいというお話もあるんですけども、これ、公務員の方が事故った場合、いつ、何時頃事故を起こしたのか。もしくは、先ほど小坪さんもありましたけれども、夜間だと木の張り具合が分からないので、例えばそれが昼間なのか夜なのか、そういったことも含めて、今後の検討させる、回答する上で、時間的なもの、休憩中なのか、職務中なのか、よく分かりませんが、そういったものも含めたところで、詳細なデータをまた出していただければ非常にありがたいです。よろしくをお願いします。

○議長（関 誠一郎君）　先ほど申し上げたように、この場で結局この案件、議案に関して、全て詳細を差し替えるということで執行部に要望しましたので、ご了解願いたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君）　次に、議案第43号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君）　では、議案第43号について説明いたします。

損害賠償額の決定及び和解について追認議案になります。

事故発生日月は平成28年9月21日、事故発生場所が石塚になります。時間につきましては、今ご説明にございましたので、詳細に説明させていただきます。時間につきましては、当日の午後4時35分ですね。公務中に公用車で本町職員が公務に向かうため、駐車場を出庫する際に、駐車車両の間を切り返しをして方向転換をしているときに、周囲の確認

不足により、停車していた相手方の車両にぶつけてしまったというような内容になってございます。過失割合は100%で、物損の事故になります。損害賠償金額は4万3,800円という内容になってございます。

以上、審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第43号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、さっきから言っているんだけど、事故の場所がどこでやっているのか、全然。ちょっとそれ、そういうのもちょっと説明してくれればと思う。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 小坪議員の質問にお答えいたします。

町で加入しております全国自治協会というところの保険で対応させていただいております。

ごめんなさい、申し訳ありません。場所につきましては、今手持ちの資料で場所の詳細までちょっと確認が取れませんが、後ほど改めて報告をさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと職員に言いたくないけれども、何で事故の発生場所も分かんないような、今日説明会なのに、そういうあれでは、非常に本当に事故があったんですか、これ。保険金詐欺でもやっているのと違うのかなという感じがするんだけど、だって職員がやって100%出ているし、そういうのからいくと疑われるし、きちんとやっぱり報告するやつは報告していただかないとね。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） ご指摘ありがとうございます。申し訳ありませんでした。

場所につきましては、事故場所が石塚の2191-4番地ということになってございます。

〔「余計わからない」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 消防署じゃねえから、番地言われたら、郵便局だの番地言われたら、消防署だの、救急車は行けるか分かんないけれども、議員さんが番地言われたって、そういうので説明したなんて言われても、ちょっといい加減な説明になっちゃって。

○議長（関 誠一郎君） どの駐車場なの。それを。

○14番（小坪 孝君） よく場所を大体どこら辺だというのを。

○議長（関 誠一郎君） 駐車場の場所を教えて。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） そこも確認取れないので、大変申し訳ありません、場所についてはご説明できなくて申し訳ないんですが、確認の上、改めてご説明させていただ

きます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、課長補佐、事故届で保険を出しているんでしょう。事故の発生現場が、あなたが説明できねえような保険の出し方というのは、適正な出し方なんですか。本当は、場所だとか、時間だとか、全部入っているわけだよね。それがここで説明できないで、議員さんに議決してくださいと言ったって、そういういい加減な説明では駄目だと思うんで、もうちょっとしっかりやってもらいたい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第44号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） では、議案第44号についてご説明を申し上げます。

事故の発生年月日が平成28年11月5日、事故発生場所は石塚地内となっており、こちらの場所につきましては役場の駐車場の敷地内となっております。相手方が石塚在住の方で、和解条項としまして、過失割合は町が100%、損害賠償金額は6万1,410円となっております。

原因につきましては、本町職員が役場駐車場に駐車のため後進したところ、注意の確認不足により、横に停車してあった相手方車両に衝突をしてしまったという内容になっております。こちらにつきましては物損の事故となっております。

説明につきましては、以上になります。ご審議お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第44号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、再三言っているんだけど、相手方と役場職員が事故やったとって100%。これ、役場職員が自分の自家用車をぶつけているのか、そういうふうを感じる場合もあるんだよね。意図的に、へっこんでいるからバックしてぶつけたなんて、そういうことは、保険詐欺みたいなことはやらないと思うんだけど、やっぱり事故の相手方と、そういうの、きちんと報告してくださいよ。それで時間と、場所は聞いているけれども、時間が何時頃だとかそういうの、ちゃんと説明をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 申し訳ありません、時間については確認の上、また改めてご報告させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 五十何件でしたっけ、あと十何件もあるわけでしょう、これ、同じような報告が。そのたびに、場所はどこだ、時間は何時だ、公務中なのかなんて、これ、

毎回質問されていたって、それはもう執行部で調べてすぐやったらいいんじゃないの。だって、保険のもっと詳しい資料持っているでしょう、報告書がね。だから、それじゃないと、これだけだって午前中終わっちゃいますよ。議長、よろしく取り計らってくださいよ。

○議長（関 誠一郎君） これ、執行部で、自分のところへ戻れば、すぐ書類そろえるの。用意はあるんでしょう、大体。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 少々時間頂ければ、そろえられます。

○議長（関 誠一郎君） そろえられる。

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい。

○議長（関 誠一郎君） みんな、執行部でそろえられる。状況を説明できますか。それだったら10分休憩して、その間にそろえさせて。

〔「公務中かどうかだって分からないよね」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） そうそう。

じゃ、ここで暫時休憩、10分休憩いたします。

じゃ、その間に執行部、そろえてください。そろえて、ちゃんと説明できるようにお願いします。

午前11時04分休憩

午前11時45分再開

○議長（関 誠一郎君） 大変長らくお待たせいたしました。誠に申し訳ありません。

皆さん、画面ちゃんと変わっているかと思うんですけども、それで、これは議案第45号からだね。まだ第44号が終わっていませんので、第44号の質疑から入りたいと思います。

それでは、議案第44号の質疑から再開いたします。

いらっしゃいませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第45号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、議案第45号の説明をいたします。

議案第45号についても議会の追認を求めるものでございます。

詳細についてですが、今、こちらの都市建設課、件数が多いもので、ちょっと一覧表になってございますので、こちらにて説明いたしたいと思っております。

議案第45号についてですが、事故発生日月日について、左のマスの方から、平成29年2月10日、時間が午後4時30分、相手方については錫高野在住の方でございます。事故の場所についてですが、高久地内、町道8-0375線となっております。こちらについてですが、過失割合については町70%、相手方30%でございまして、損害賠償の見積り額が10万

8,648円に対して7万6,054円の示談となっており、示談成立日が平成29年6月15日です。

事故の詳細についてですが、平成29年2月10日午後4時30分頃、県道石塚錫高野線から町道8-0375線に入り、時速30キロ程度で走行していたところ、道路脇に生えていた木から道路上に垂れ下がっていた枝に気づかず、ぶつかってしまい、フロントガラス助手席上部にひびが入ってしまったもので、事故発生当時、周囲が薄暗く視認しづらい状況であったものでございます。

以上、ご説明いたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第45号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは町道に木が垂れ下がっていたので、相手の車がフロントガラス破損したということなんでしょうか。そうですか。

確かに、これはパーセンテージも、それはあるかもしれないですけども、その後、事故があった後、その垂れ下がっていた木はどうなったんでしょうか。町でどういう対応をしたんでしょうか。

これとちょっと違いますけれども、そういう、先ほどもありましたよね。木が町道に下がっていて、フロントガラス、それからバックミラーなんか破損したとか、雨どいですか、破損したとかとありますけれども、その後に道路など本当にすぐに改善しているのかどうなのかということも、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員からのご指摘についてお答えしたいと思います。

今おっしゃられるとおり、道路上に木もしくは枝が垂れ下がっていたりとか、これから出てくるんですが、道路に舗装上に穴ぼこが空いているとか、いろんな形態がありまして物損事故が起きているんですが、その箇所についてはもう即刻、即日対応で復旧するものと、大がかりなものについては、今回はこれにはないんですが、カラーコーンによる占拠等について、町道部分の安全な交通にはタイムリーに対応しているところでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の答弁だと、きちんと対応しているということをお聞きしました。

ただ、やっぱりこういう雨の時期、それから風、台風があったり何かしたときとか、その後というのは、やっぱり町内一円確認をしながら回って歩かなくちゃならないと思うんです。確かに、雨とか何か降って水たまりがひどいときには、穴が空いているかどうかというのは分からないので、そういうときの事故というのは、町の責任という形になっちゃうんだと思うんですけれども、常にそういうのをどこまで確認して歩いているんだろうか

というのが、この5年間の自家用車走行中の事故というのが非常に多く感じます。

同じような内容ですね。タイヤをパンクしたとか、リアガラス破損させたとか、いろんなことがありますけれども、何か同じようなことなんですね。感じます。これは本当に管理をどこまでやっているんだらうかなというのをすごく感じるんですけども、どの程度の管理をどのようにして管理しているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員からのご指摘について説明したいと思いません。

従来、都市建設課、道路行政と河川行政及び住宅のほうもやっておりますが、今言うように強風があった際、もしくは時間的な短時間の降雨があった場合、また雷雨の後、台風等の接近、通過に伴うものについてでございますが、それとあと積雪によるものについてですが、基本的には土日に限らず出勤して対応はしております。

大規模な部分については町一帯となる部分もあるんですが、道路を管理している都市建設課といたしましては、3班編制、4班編制によって、町内の主要道路、町道部分についても、最近ですと、もう朝6時集合しまして、町内パトロールを行いながら不良箇所部の対応について実施はしているところですが、何分、町内の管内の町道延長が長いことから、全体的に目が行き届いていないという部分も確かにあるものと思われま。

今後については、道路状況を平時より確認しながら対応していきたいと思えます。一切何にもしていないということではございませんので、その辺は温かい目で見ていただきたいと思えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 道路管理なんですけれども、町で非常に管理が大変だと、職員だけでは管理できないということであれば、業者さんとか、それから区長さんとか、そういう方の手を借りながらとか、そういうようなことでしっかりと管理していくということにしないと、こういう事故はいつまでたっても直らないと思えます。

これ、5年間で十何件、14件ぐらいですか。同じような件数が出ているというのは、不思議でしょうがありません。やっぱりこういう事故を今後起こさないために、どうしたらいいのかというようなことを町でももう少し真剣に考えていただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 藤咲議員からのご指摘について、再度お答えしたいと思います。

今ご指摘のとおり、町については建設業協会の方をはじめ、大きな部分についてはその都度協力をご依頼しながら対応している部分もあります。また、各区長及び自治会長さんのほうからも、連絡をその都度受けて対応している状況です。今後についてですが、いま

少し何か改善策があるかというのを考えながら対応してまいりたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ課長、道路の凸凹は、1年間業者さんに管理頼んでいるん
でしょう。そういう形でいくと、古内のほうとか、中学生が自転車で小松のほうからも自
転車で通うのに、歩道に枝が今出ている状態だよ。草でも何でも。そういうのも、年間
幾らで業者さんに管理してもらって、事故がないようにしたほうが良いと思うんだけど
も、そこら辺どう考えますか。

枝が出ていたり、草が出ていたり、自転車で通学するのに、そういうのがきちんと管理、
道路の凸凹ばかりじゃなくて、枝とか草も管理してもらおうような形でどうでしょうね。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご指摘についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、従来より通学路及び主要町道部分においては、路側部の草等につい
ての苦情は確かにございます。昔であれば、自治会のほうとか、もしくは地元の働き者の
お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんが多数いらっしゃいましたので、屋敷周り
とかそういう部分は、地元のほうである程度やっていた時代もありました。昨
今については、核家族、都市化が進んでおりまして、なかなか個人様の手を借りてとい
うのも難しい時代になっています。

3年ほど前から、議員各位からも、通学路についての除草等の回数が増とか、そういう
ことについて要望、指摘がありますので、毎年、道路維持費について少しずつ増額してい
るところでございます。

次年度において、いま少し考え方を精査しながら、令和4年度の予算編成、維持事業に
ついて、皆様のご理解を得られながら、よくご説明して、もっとよい対応ができるように
考えていければと思っております。今後、町として検討しながら実施していきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、都市建設課長大津好男君より発言を求められているので、この際、許可いたし

ます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 午前中の協議会の中で、4番藤咲議員への町道の草木、穴等の維持についてご質問があった際に、私の答弁の中で、昔はよく働くお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんという発言をしておりますが、この件について、先ほどちょっと私、不適切だなと思ったところがありまして、この件について、現在の方等に不快感を覚えるような発言であったなと思うところがありますので、この件について、町民、議員各位の皆様等に不快感を与えたことについて謝罪するとともに、この部分の発言についての撤回をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） それでは再開いたします。

次に、議案第46号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第46号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

こちら、第46号についてでございますが、事故発生年月日が平成29年2月24日、時間が午後4時30分、相手方については栃木県茂木在住の方でございます、発生場所については、塩子地内町道57号線でございます。保険見積り総額が1万1,500円に対して6,500円の損失といたしまして、町が60%、相手方が40%でございます。こちらについても、示談成立後は異議申立て、請求を行わないこととしております。

こちらについての詳細なんです、塩子地内の町道57号線を走行していたところ、当該箇所において土砂崩れが発生しており、当時は道路全体に土砂や大きな石なども散乱していたということでございます。ふだんから危険な箇所であるため、ゆっくり走行していたのですが、大きな衝撃があり、そのときは急いでいたため、その場所で止まらず自宅に戻り確認したところ、タイヤが破れて空気が完全に抜けてしまっていたということでございます。こちらのほうも、2月ということもあり、時間的には薄暗かった状況であったということでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第46号に対するご質問をお受けいたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ちょっとすみませんけれども、これ一覧表じゃなくて、議案のほうに戻していただけますか。

この中で、相手方が栃木県の茂木の方だということなんですけれども、この栃木県都賀郡とありますけれども、これ、芳賀郡じゃないかなと思うんですけれども、ちょっと細かくて申し訳ない。都賀郡ってありますか。

○都市建設課長（大津好男君） すみません、2番加藤木議員からのご質問ですが、これは芳賀郡の間違い、都賀郡は壬生とかそちらのほうになります。失礼いたしました。本会議までに修正いたしたいと思えます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ、後輪、パンクされていますね。第46号ですよ。後輪パンク。後輪パンクが6,900円で済んでいますけれども、ほかのもの、後輪パンクとか、それからタイヤパンクというのは、もう少し金額がかさんでいますけれども、これだけで済んだんでしょうか。随分差がありますけれども、ほかに障害がなかったから、パンク代だけだからということなんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員からの質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおりパンクのみでございます。

車については、軽の軽トラとかそういうものから、一般で言われる高級車と言われるもの、またタイヤの種類、大きさ等もいろいろございますので、金額にはいろいろと差があるものということで、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第47号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第47号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

こちらについてですが、事故発生日月日については平成29年3月3日午後2時30分でございます。相手方については古河市在住の方です。場所についてですが、徳蔵地内の町道35号線でございます。賠償の示談額については1万2,805円でございます。

詳細についてですが、ふだん使用している道が工事中であり、その迂回路として指示された町道35号線を走行していた。初めて通る道であり、道路上に石が散乱し、中にはかなり大きな石もあったため、慎重にどかしながら進んでいったが、どかしきれなかった石を踏んでしまったようで、大きな衝撃があった。実際にパンクを確認したのは夜のことで、助手席側、全部タイヤの空気が抜けていたため、取り外して確認したところ、穴が空いていたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第47号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっとこれ確認なんだけれども、パンクでこういう値段かかるのかな。タイヤ交換と違うんですか、これ。そこら辺。さっきのあれで言っても、パンクという形で、パンクの値段で我々が頼んでいるような値段と全然違うから、そこら辺ちょっと。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、パンクのみであれば、その場での修理ができれば穴の塞ぎ等もあると思われませんが、物によっては、やはりタイヤの側面についてはパンク修理ができないもの等ございます。それによって、状況についてはパンクとありますが、物によってはタイヤの交換、またはホイールのほうの損傷までであった場合のその交換等、いろいろケースがあるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） そこら辺も、要するに修理屋さんから出ているんでしょうから、こういう事故の詳細にはきちんと書いて残しておいてほしいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご指摘について、真摯に受け止めたと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） この案件に限らずなんですけれども、そもそもこれ議決案件で、石岡市がこういった事務を怠ったということで、この事故和解等々は地方自治法上は議決案件だということで、今回9月に再度、町長がおっしゃったように出てきているということだと思います。

それで、私たちも慣れていないので、どういう事故だとか、どういう保険の使い方だというのは、結構、今回初めて知るような内容だというふうに思っています。

例えばなんですけれども、今の議論している議案なんですけれども、2時30分頃、大きなタイヤを道路上に石が散乱していて、かなり大きな石などもあった、慎重にどかしながら進んでいった、どかしきれなかった石を踏んでしまった、衝撃があった、それが2時30分。実際にパンクを確認したのは夜のことだと。この方は古河市の方なんです。七会地区から古河市まで帰って、夜、このパンクというのは、実際この空気が抜けている、取り外してみると穴が空いている。それで古河市まで帰れるのか、夜。

何が言いたいかというと、結局保険があるので、こういった形でどんどん保険を使いながら、何か問題があった場合は、スムーズに行政として今まで対応してきているというこ

とが、こういった感じで、要はそのパンクをしていることを夜だというのは、何が立証するのも、どういう状況かもよく分かりませんし、そういうことなんですが、結局のところ、何か町のほうの町道とか、そういったところで事故が起きた場合は、比較的簡単にこういった保険を使いながらやり取りをしてきているのか。

今、平成26年、27年、28年ぐらいのやつがずっと20件近くあるわけなんですけど、今回議案で追認という形で出ていますが、一つ一つひもといていくと、こういった形の、先ほど来、各議員がお話ししているように、いまいちよく分からないんだけど、保険で対応しているみたいなものが多いんじゃないかという意見は多々あります。

こういった問題になるときに、ドライブレコーダー、公用車なんかは加藤木議員がおっしゃっているようにそもそも必要ですし、今後はですね。追突事故なんかもありましたね、200万近い。

いずれにしてもなんですが、これ、都市建設課に限らずなんですが、つまるところ、こういったいまいちよく分からないというか、どういようにこのパンクをしている状態を把握し、古河市まで帰ってられる、この方が。七会地区からですね。その間に空気が抜けちゃっているというようなイメージが私は持つんですけれども、どういようなやり取り、実際はどうい、本当のやり取りというのはいどういやり取りなんでしょう。ちょっと今まで我々はあまり分かっていないところありますので、丁寧に詳細に教えていただけると助かります。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今、手持ちの資料にちょっとございませんので、後でご説明でよろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 町長でも結構なんですけど、いずれにしても、こういった事案があるときに、様々なケースバイケースの事案はあると思うんですが、比較的保険を使いながら、スムーズに示談交渉を進めていこうという意図的なものもあるのか。

内容がこういったものが具体的によく分からないところがあるんですけど、こういったやり取りというのはい多々、たくさん常日頃からあるのか。少なくとも平成26年からは。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、回答させていただきます。

見てのとおり、例えば都市建設課の案件ですと、平成28年だったら年間2件あったということでした、基本的にはそういった報告が、そういった相談があったら、保険会社に間に入ってもらって、保険会社が車と現場の状況を確認して、過去の判例等に従い、過失割合を算定し、保険会社がある程度、ある程度というか、保険会社が算定した金額で町のほうとしては示談をお願いして、大体の場合は、大体の場合というか、ここに出てきている

ものは全て、双方合意して、承諾書を取って、支払等が行われているということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） つまるところ、様々な案件があるんだけど、大なり小なりいろいろあるんだけど、比較的すぐに保険会社さんに入ってもらって、うまいこと調整していこうというような平成26年からの内容であって、結局のところ、この事故、和解等々含めたところで、そういった内容についても、今までは議会に議決案件にかかわらず出してこなかったんだけど、今後はこういったものも、リアルタイムというか、できる範囲の中ではすぐに出せるという方向性がまずあるのか。

いずれにしても、保険会社に入ってもらって調整をしていくということが明確になっていますので、そのことを続けていく。続けなければいけないんでしょうけれども、もちろんそうなんですけれども、保険とかそういったものを運用していくという考え方で、それで間違いないんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） そういうことで間違いないんですが、他市町村の状況を言いますと、ほかの市町村では、例えば100万円以下の示談案件については、専決して事後報告でよいかといった条例を持っている市町村も多くございます。当町におきましては、過去、常北町、桂村、七会村時代も、こういうのを議案としてあまり出してこなかったこともあり、合併したときに条例の整備、この専決条例の整備を行わなかった、そもそもこれらが議会承認案件だという認識が希薄であったということでございます。

今回、石岡市で指摘があって、これ、議会に出さなきゃいけないんじゃないですかということで石岡で指摘があって、それが新聞報道されまして、その新聞報道を見て、当町でも調べたら、確かに今回のように1万円とか2万円の示談案件も、これ、議会承認案件なのかというのは少々驚いたんですが、専決条例が整備されていないということで、1万円であっても5,000円であっても議会承認が必要ということで、今回追認で出させていただきました。

今後、専決の条例が制定されない限りにおいては、議会に報告して承認を頂いてから、示談が正式に成立してお金は支払われるということになります。確かに、例えば5,000円や1万円の示談案件のために臨時議会を招集するというのも、実際には現実的じゃないです。じゃ3か月後の定例議会まで、保険会社が間に入って、例えばパンク修理で1万円の示談ができて、1万円払いたいんだけど、3か月後の定例会まで待ってくださいというのも、実際にはなかなか厳しいもので、今回、提案漏れがあったということでおわび申し上げるとともに、ぜひしっかりと審議していただいて、適切な決定を頂いた上で、時期を見て専決の条例をお認めいただければ、示談が行えた後、速やかにお支払して事後報告するというので、素早い処理をしているのが一般的な自治体のやり方でございます。

そういうふうには、城里町においてもいずれはしていったらいいのではないかと考えています。条例ができるまでは、5,000円、1万円の示談であっても、議会に出して承認を頂いた後、お支払するという手続が必要になります。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 分かりました。

条例云々の話は、それはちょっと置いておきますけれども、いずれにしましても、この事故とかがあって、公用車であり、様々な方のものもそうなんですけれども、以前からやはりこういった場合において、加藤木議員おっしゃっているようにドライブレコーダー、何かあったときに示談交渉する際に、やはりドライブレコーダーとか記録が残っているものが必要だという指摘はまさにそのとおりで、条例作る前にまずはドライブレコーダーを設置する。そのことは今回初めて、今まで事務を怠っていたということではあるとは思いますが、我々もある意味認識不足であったということも否認しませんから、ということで、今後こういったもの、まだ議案の途中かもしれませんが、いずれにしても、ドライブレコーダー等々のそういった設置、条例の前にまず急いで早めにやったほうが。

さっき衝突事故を起こしていますよね、後ろから、100・ゼロで。冗談抜きで、公務員がぶつけているわけですね。だから、そういうこともあるわけです。これ、普通の民間だとか、ほかのところだと、かなり大問題ですし、行政だから保険で片づけちゃえばいいぞという話なんだろうけれども、いずれにせよ、ドライブレコーダーの設置は全公用車に設置が必要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ドライブレコーダーにつきましては、新しく車を買うたびに付けていくということで答弁をしまして、そして、今新しく買う新車にはドライブレコーダーを順次つけているところでありますが、今回、このような案件もありましたので、来年度当初予算において、ドライブレコーダーの全車設置についてもちょっと検討したいなと思います。全車というと200台ありますんで、金額もそれなりの金額にはなりますが、そういうご指摘も今回頂きましたので、考えてみたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今、町長の答弁聞いていて、非常に納得できないもんだから手挙げちゃったんだけど、町長、これ、スピーディーな支払をするために、そういう形でやりたいというような答弁していたけれども、私の知り合いの自動車屋さんから、半年以上もかっぼっておかれて、あなたの町はどうなんですかなんて、そういう形で修理屋さんにも文句言われましたけれども、それで一方的に町が保険屋さんにも、この案件は町が過失ありませんなんて、保険屋さんとは話し合いさせないし、現場状況も車の確認もさせないで町

がやった経緯があるのに、今の答弁で本当にすばらしいような答弁しているけれども、実際にやっていることが違うということをごをここで言うておきたい。

私は修理屋さんから怒られましたよ。あと、保険屋さんからも怒られました。町のほうから、この事故に関しては町の過失がありませんのでなんて、一方的に事故割合を決定して、あなたが保険屋さんにご電話して、意図的に半年以上も延ばした経緯をここで言うて終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 個別の事故案件について、私が保険会社に介入したようなことは一切ございません。

基本的に、保険会社との間で示談成立したもので支払われていると思いますし、また、そもそも保険会社から直接払っていたので、町の予算書のほうに影響が出ないものですから、そもそも示談の内容について私のところまで報告がないような、少額のものですと、私のところまで相談、特に上まで上げないで保険会社との間で示談で終わっているものも多くございますので、いずれにせよ、私のほうで過失割合について保険会社に直接連絡するようなことは一切ございません。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の町長の答弁でちょっと気になりました。

今、小坪議員さんの質問に対して、一切そういうことはありませんという答弁でした。

そういうことであれば、保険会社とのやり取りとか、そういう書類は残っているはずですよ。それ、公開してください。そうしなければ納得できません。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ということで、今、こちらのタブレットのほうにアップロードされています。保険会社のほうの事故報告書が、財務課分、それから教育委員会分、下のほうにアップロードされていますので、この後、議案の中で、既に終わってしまった議案もありますが、それも含めて保険会社の事故報告書が今アップロードされていますので、それを見ていただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 私も藤咲議員と同じく、ちゃんとしてもらいたい。私も不愉快な思いをしておりますので、自動車屋さんから文句言われて、そういうことは絶対にないと言うんだったら、きちんと明らかにしましょう。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次、議案第48号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第48号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

第48号についてでございますが、事故発生年月日、平成29年9月8日午前9時、相手方が常陸大宮市在住の方でございます。発生場所については、下坪地内の町道8-0102号線でございます。過失割合については町30%、相手方70%、損害賠償額については1万200円でございます。

詳細についてですが、平成29年9月8日午前9時頃、国道123号バイパスに入る町道8-0102号線を走行していたところ、ガードレール及び外側線側から走行車線上にはみ出していた反射板に左ドアミラーが接触して破損し、後にミラーが取れてしまった。事故発生は午前9時頃で、対向車はなく、現場は国道に進入する手前の場所であるため、時速30キロ前後で走行していたとのことであり、反射板の視認は比較的容易であったものとして過失割合も算出されているものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第48号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

次に、議案第49号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 議案第49号 損害賠償額の決定及び和解について追認の案件になります。

説明につきましては、保険会社の報告書がございますので、そちらで説明をさせていただきます。

事故発生年月日は、平成29年9月14日午後3時40分になります。事故発生場所は上青山522付近の道路上で、相手方は水戸市赤塚地内在住の方です。過失割合は町が80%、相手方が20%、支払った損害賠償金額につきましては9万6,422円となっております。

事故の原因につきましては、本町職員が当時公務で城里町七会方面に進行中、ウインカーを表示せず減速した相手方車両を追い越そうとしたところで、ウインカーを点滅させ右折し始めたというところで衝突をしてしまったものになります。こちら物損事故になります。

説明内容については以上になります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第49号に対するご質問をお受けいたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） この図面を見ると、これは五叉路ぐらいになっているんですか

ね。そうですね。

この五叉路の手前で前の車を追い越そうとしたと。

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい。

○2番（加藤木 直君） そしたらば、追い越すほうに曲がってきたということですね。

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい。

○2番（加藤木 直君） そうすると、これ、割合、幾つと幾つですか。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 町が80%、相手方が20%となっております。

○2番（加藤木 直君） そうですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第50号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第50号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

こちらについても、事故発生日が平成30年3月17日、時間が午前9時50分、相手方が石塚在住の方でございます。場所については、上青山地内、町道0211号線、賠償の確定額が1万368円でございます。こちらについては、過失割合が町40、相手方が60%でございます。

詳細についてですが、平成30年3月17日午前9時50分頃、町道0211号線において、対向車が来ていたため道路の端によって走行したところ、道路に穴が空いており、助手席側のタイヤ2個がパンクしてしまいました。事故直後にタイヤ側面から空気が抜けている音がするのを本人が確認した。事故発生時は、対向車が来ていたことから、速度は出していなかったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第50号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第51号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長 園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） それでは、議案第51号について説明をさせていただきます。

議案第51号 損害賠償額の決定及び和解について（追認）であります。平成30年4月27日に発生した、石塚小学校敷地草刈り作業時の事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得

ていなかったため、議会の議決を得るものです。

事故の内容につきましてでございます。

事故発生年月日が平成30年4月27日午前11時15分頃となっております。事故の発生場所につきましては、城里町大字石塚地内、石塚小学校の西側町道でございます。相手方につきましては、水戸市百合が丘町在住の方でございます。和解条項につきましては、過失割合が町が100%となっております。損害賠償金額につきましては、9万1,948円となっております。

事故の原因につきましては、石塚小学校敷地内の西側フェンス脇において、当該学校教諭が草刈りを行っていたところ、刈払機により石を跳ねてしまい、学校敷地に隣接した町道に駐車していた車両のリアガラスを破損させたということでございます。

なお、この案件につきましては、学校で町が加入している損害補償保険制度についての認識が不足しており、学校で解決するものと思い、学校と被害者の当事者間で話し合い、学校で修理対応をしたものでございます。その後、このことを教育委員会でも把握をいたしまして、事後ではございますが、全国町村会総合賠償保険が適用できるか相談し、適用可能ということで手続を進めたため、示談書等については取り交わしなかったことを申し添えます。

事故現場の詳細につきましては、資料のとおり、石塚小学校西側門の少し北側にいた石塚小学校の職員駐車場と石塚開放学級の間場所ということになっております。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第51号に対する質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 一番最初に出たときに、草刈り機で石を飛ばして割合が低いのに、何でこれが100%で出るのかなという、そこら辺が。同じ草刈り機でやっているのに、ちょっと詳細に説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

今回の案件につきましては、駐車中、停車している車両に石をはじいて破損させたということで、町の過失割合が100%ということを知っております。

○14番（小坪 孝君） さっきのは何なの。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） じゃ、さっきの石はねで草刈ってしてくれた人の石はねは何なの。片方は100%で、片方は50%なんという、そういう意味が分からないんだよな。町で補償してあげるんだったら、片方は100%だら全て100%にしてあげないと不公平だと思うんだけど、過失割合が同じ草刈りで、道路草刈ってしくて、両方とも道路草刈りでやってくれているのに、片方が50%で片方が100%なんて、そういう話はないと思うん

だけれども。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご指摘の部分は、議案第37号の件と思います。

この除草作業中における飛び石による車両の物損でございますが、修理見積り額の中に関する部分が、当該車両を修繕する保険上で考えられるものではない部分のものまであったもので、見積り額に対する保険金の支払額の中で、過失割合が100ではなく示談しているものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） その見積りで判断して100だとか50%だとか、そういう判断を、やっぱりこれは町が判断したの。町が判断して何%なんて決めたの、これ。過失割合何%だなんて町で決めて、同じ草刈り機で迷惑かけたやつで、片方が100%。そう、おかしいんだな。やっぱり保険でやって、片方が100%で片方は50%、そういうあれはないと思うんだけど、保険でやっているやつに対して。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からのご質問でございますが、先ほど申したとおり、こちらの道路部局のほうでやりました第37号の件については、相手車両も走行中であつたもので、過失割合が変わってくるものです。

なお、町のほうで過失割合を決定しているものではなく、保険会社対応で決定しているものでございます。

以上、答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、私が納得いかないのは、この後に出てくるのは、私、関係しているやつなんですよ、これ見っとね。そのときには町が何%なんて一方的に言ってきて、過失割合を。今の状況でいって、同じ草刈りで50%だ、100%だ、保険屋さんがやったなんて言っているようだけれども、なぜ一方的に保険屋さんとお話をさせないで、町が入ったりして何%だなんて決めているやつもあるし、そういういい加減な補償はないでしょうと言うの。保険屋さんをお願いするんだったら、保険さんと加害者でしょう。違いますか。

○議長（関 誠一郎君） 答弁、誰に求めますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） なら、止まっている車だとか、走っていて、そこ通った車だとか、そういうね。これ、保険屋さんじゃきちんと出したんですか、調査。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 事故状況の説明等、作成いたしまして、保険会社の保険

対応となるもので、割合の算出は、議員ご指摘の話だと、町の担当のほうも現地出向いて当該者とお話はしております。その部分がちょっと混同する部分はありますけれども、内容の決定については、最終的には保険のほうで決まるものとしております。よろしく願います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 片方は保険屋、片方は町がやっているなんていう話がおかしいでしょうと、それを指摘しているのよ。保険屋さんと話合させたら、全部の案件を保険さんと被害者が話し合えるべきでしょう。見積り出して、全て。なぜ片方は町が入ったり、片方は保険さんとやらせましたなんて、そういう話はないでしょう。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 都市建設課案件、財務課案件、教育委員会案件といろいろありますが、保険の仕組みとしては、保険会社のほうで査定をして、過失割合を算定して、算定した結果の示談書を町の職員が持って行って、査定の結果こうなりましたので願いますというふうに契約書を持っていくというのが役場の職員の仕事で、過失割合の算定自体は、過去の判例とか事例に従って専門家が行うものでございます。

ですから、役場の職員が示談書持って行っているから、役場の職員が過失割合を決めたんだというふうに誤解されますが、実際はそうではなくて、止まっている車を傷つけたら100%ですよとか、お互い動いていたらゼロ・100にはならなくて、何%から何%で、こういう割合で割りますよというのが、基本的にそういった保険の過去の事例から算出されているということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） そういう説明では納得できないんですよ。私はこの後、退席して、退席しなくちゃならないと思っている、自分の案件だから。こういう今言ったように町が介入していないなんていう言い方で対処しているなんていう話で、そしたら私のときは何だったんですか、これ。私のときは、保険屋さんにも視察にも来らせねえ、何も来らせねえ、一方的に町が何%だなんて言って、20%だなんて話、一方的に決めてきたりして、そういう答弁しているんだしたら、ちゃんと誰にもそういうやり方をやったらいいでしょう。まあ、いいや。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 先ほどから私は申し上げていますが、何でこれ、このような保険のほうで、保険でやったとか、やらないとかということになって出ていますけれども、町長にお伺いいたします。

この保険屋さんとの示談したとか、しないとかというのは、情報開示できる状況ですか。ぜひ、私たちのところに情報開示したいと思います。出してください。でなければ、納得

できません。本当にやった、やらないの話では、納得できないんですよ。きちんと保険屋さんとどういうことをやっていたのか、全ての案件に対して保険さんと相談してやったのか、書類見ればすぐ分かることでしょう。出してください、全て。今までの案件も、これからの案件も。

ちょっと町長にお聞きしたいんですけども、後でいいです。後でちょっともう一度聞きますので、開示してください。保険さんとのやり取りの内容の開示です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 私は、この後、退席しますけれども、町長、保険さんが決めて、私のところ言ってきているんならいいんですけども、保険さんは全然何も言われていません。そういう話で、町が20%だなんて一方的に決めてきたやつを1回は示談しましたよ。どうしても納得いかないもので、この後に過失割合が出てくると思います。ひっくり返っているんですよ。そういうやり方を町がやっていて、ちゃんとやっていますなんていう話を。おかしい。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪議員に言います。

これは全協ですので、退席はしなくても結構です。ただ、発言は控えてください。

先ほどの4番藤咲芙美子君の情報開示について、町長の発言を求めます。どうするのか。町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 開示すべき文書について、今回、この損害賠償額の決定及び和解ということで、調書、これを今回出しているわけですが、これをちょっとぜひ見ていただきたいというふうに思います。一つ一つの事故案件について、さっき図付の資料出ていましたが、あれを使ってちょっと今この後も説明しますので、それを見て判断していただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、藤咲さん、よろしいですね。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第52号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） では、議案第52号について説明をさせていただきます。

事故発生年月日は、平成30年9月21日午後2時20分に発生した事故でございます。事故発生場所は上入野地内、上入野2484番地付近となっております。こちら、過失割合は町が80%、相手方が20%で、損害賠償金額は17万9,190円となっております。

詳細につきましては、別の資料をもって説明をさせていただきます。

事故の原因ですが、本町職員が交差点に進入しようとした際に、一時停止し左右確認を行ったのですが、カーブミラーによる安全確認を怠り進入したため、同じく交差点に入っ

てくる相手方の車両に気づくのが遅れ、こちら側はバイクだったんですけれども、右前方部分と相手方の左前方部分が接触したというものです。相手方にけがはなく、こちらの事故は物損となつてございます。また、車両の損害程度については、自走できる程度の損害であったという報告でございます。

以上説明申し上げました。審議のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第52号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第53号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解についての追認について説明を申し上げます。画面を切り替えますので、少々お待ちください。

では、議案第53号 損害賠償額の決定及び和解についての追認になります。

事故の発生年月日は平成30年10月2日、事故発生場所は大字の御前山地内、相手方は、議案では水戸市平須町在住と、水戸市見和在住となつてございます。和解条件といたしまして、過失割合が町が90%、相手方が10%、損害賠償金額は212万1,864円となつてございます。

事故の原因につきましては、別の資料で説明をさせていただきます。

事故の原因ですが、本町職員が道の駅かつらから国道へ出て左折する際、右側から来た相手方車両が左折のウインカーを出していることを確認したため、左折すると思い、国道へ出たところで直進してきた相手方車両と衝突したという内容になってございます。

本事故につきましては、相手方もけがをしておりまして、対物と対人の双方の賠償になってございます。賠償金の総額は212万1,864円ですが、対物のほうが55万4,064円、対人につきましては156万7,800円という内訳になってございます。

相手方ですが、勤務中の車両に乗っていたため、損害賠償の相手方がその車両、企業側の車両の対物の賠償と、けがを負った個人への賠償ということになってございます。

説明につきましては以上になります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第53号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第54号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第54号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

第54号の内容についてでございますが、事故発生年月日が平成31年3月1日午後8時20

分、相手方については上阿野沢在住の方でございます。事故の場所についてでございますが、阿波山地内、町道 8-0620号線でございます。損失割合、町70%、相手方30%であり、示談額については8万6,933円でございます。

物損の内容でございますが、平成31年3月1日午後8時20分頃、町道 8-0620号線を走行中、道路に穴が空いており、助手席側のタイヤ2個がパンク、前輪のホイールが歪んだ。また、ハンドルも左側に曲がったままになった。事故発生時は午後8時過ぎということもあり、周りは暗い状況であったとのこと。スピードについては60キロ程度。運転者のみが乗っており、けがはございませんでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第54号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第55号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 続けて、議案第55号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

第55号、事故発生年月日、令和元年8月26日午前4時50分、石塚在住の方でございます。発生場所については下古内200-4付近、町道3312号線でございます。示談額については11万5,938円、過失割合については町74、相手方26となっております。

事故の詳細についてですが、令和元年8月26日月曜日午前4時50分頃、町道3313号線を走行中、倒木により自動車左側前方を破損した。倒木はガードレールに載る形になっていて、宙に浮いている状態で道路を塞いでいた。この道路については、自動車研究所への通り道であり、幅員も広く、定期的な車の通行もある。本人も仕事で毎日している路線であるため、倒木は前の日の雨の影響で発生したものと思われるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第55号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第56号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第56号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

事故の発生年月日が令和元年11月29日午前8時50分、相手方は石塚在住の方です。場所については、阿波山地内、町道 7-08号線、賠償示談額については12万3,720円、過失割合について町27%、相手方73%でございます。

事故の詳細についてですが、令和元年11月29日午前8時50分頃、運転者が子供の送迎で町道7-08号線を走行中、道路に空いた穴にタイヤが入り、大きな衝撃を受けた。その日については走行できましたが、ハンドルを切るときに違和感があった。翌日、スタッドレスタイヤに交換する際に、車の名義人である夫がパンクを発見。時間がたち、空気が抜けたものと思われます。

車の被害といたしましては、左側前後のホイール破損と前のタイヤ1本のパンク。事故発生時の天候については晴れであり、時速40キロで走行しており、幼稚園の送迎で毎日走行しております。運転者や同乗していたお子さんへのけがはなかったものです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第56号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第57号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 議案第57号 損害賠償額の決定及び和解についての追認について説明をさせていただきます。

事故発生年月日は令和元年12月17日午前9時になります。事故発生場所は、下古内地内の町の環境センターの敷地内になります。相手方は町内、石塚在住の方になります。過失割合は町が100%、損害賠償金額は16万787円となっております。

事故の原因、概要については、別の資料、今表示させていただきます。

事故の原因ですが、本町職員が環境センター敷地内において、一般ごみの持ち込み車両から荷下ろしするに当たりまして、通常フォークリフトでそのままごみを運搬します。そのため、フォークリフトに乗ったまま、一般車両のほうに近づいて運ぶごみを運搬しようとしたんですが、ごみがなかったというところで、車両から離れる際に、リアゲートが開いていた車両のリアゲートの部分に安全確認不足で接触をしてしまったというような内容になってございます。こちらは物損の事故になります。

以上説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第57号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ、環境センターの中の事故のようなんですけれども、フォークリフトによる相手方の車両から荷下ろし確認の際ということなんですけど、リアゲートがどのように開いていたんでしょうか。何かちょっと事故の内容が詳しく分かりません。もう少しちょっとどういう現状で、どういう状況で事故を起こしたのか。

安全確認不足により接触したということなんですけれども、なぜ安全確認ができなかったのか、不足したのか。ちょっと内容がよく把握できないんです。もう少し詳しくできま

すか、説明。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 4番藤咲議員のご指摘に、ご説明の追加をさせていただきます。

相手方車両なんですけれども、ワンボックスカーのようなタイプで、後ろがリアゲートというのが上に向かって開いている感じだったようなんですね。フォークリフト乗っていて、視界が多分よくなかったんだと思うんです。開いているリアゲートの部分に接触してしまったというような内容なんですけれども、こういった説明でご理解できていただけますか。いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 何でそのような不具合というか、そういうようなものが起きたんでしょうね。それがちょっと疑問なんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 何でということなんですけれども、やはり本来であればフォークリフトから降りてきちんと確認をしていれば、こういった事故は発生しなかったのかと思います。安易という言い方がちょっと正しいのかどうか、フォークリフトに乗ったまま車両に近づいてというところが習慣になっていてというところで、こういう事故が発生してしまったのかなと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 事故は事故、故障は故障もそうなんですけれども、やっぱりこういう事故が1つ起きたときには、次に生かせるような、そういう反省なら反省、処理なら処理をどのようにしたらいいのかをきちんと検討しながら、今後に生かしていただければいいかなと思っています。

確認できませんでしたと言って、また次も確認できませんでしたという、同じような事故を起こしたんではどうにもなりません。こういうことは、きちんと反省しながら確認していただきたいと思いますと思っています。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） ありがとうございます。以降、気をつけたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと確認したいんですけれども、これ、環境センターは役場の保険でこういう全て補償しているの。環境センター独自で、俺、保険入っているのかなという感じがするんですけども、こういう施設、副町長、町の施設で町の保険で全部やるという施設は、どことどことどこがあるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

○副町長（仲田不二雄君） 保険の内容といたしますか、加入の状況につきましては、ちょ

っと私、把握していなかったものですから、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 何、そこにいるだけで駄目だよ、副町長。全部把握してねえから、だから、私と話ししたって何にも答えが出てこない。何も駄目だから、これからしっかき全部把握しててください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） すみません、保険の範囲となる施設の具体的なお名前ということだったんですが、申し訳ありません、今ちょっと手持ちの資料がないものですから、誤ったお答えををしてしまってもいけないので、確認をさせていただいて、後ほどご説明させていただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） そういうことで、財務のほうの担当者がそういう答弁していたんでは駄目でしょう。しっかきやりなさいよ。議会に参加しているんだから、もう全てそういうのは頭に入れておかなければ駄目だよ、しっかきやらなきゃ。今回初めて参加したから、大変だろうけれども。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員さんのご質疑でございますが、町の総合賠償保険というのがございます。こちらについては、町民1人当たり単価がございまして、その掛け算で保険金のほうをお支払しております。これは毎年です。

この保険対象というのは、通常、区長会議のときにもご説明しているんですけれども、区で行うような事業、そういうときに自傷事故とって、ご自分がけがをしたときに日額お支払するというもので、今回議会にご提案させていただいている賠償保険とはまた違う形での総合賠償というのも加入してございますので、地域ボランティアなどでクリーン作戦とか、除草作業を自らその区でやるという場合にも対象にはなりますが、議会案件という立ち位置からすると、若干それは違う内容になりますが、一応保険の加入はそういう形で、町民への全体の保険としての加入もしているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 優秀な答弁聞いたんですけれども、意味が分かんないんですけども、私が聞いているのは、環境センターのフォークリフトが事故をやって、町の保険で直していると、そういう形でいくと、第三セクターというか、指定管理でやっているホールの湯の車両だとか、全て町の保険でやっているんですかと。物産センターの車にしても、どこの車にしても、この保険でやっているんですかと聞いているんですよ。だから、そういう施設が何か所あるんですかと聞いているのに、この自動車の損害保険のやつで聞いているわけですよ。だから、施設が何か所あるんですかと。

○議長（関 誠一郎君） 後で確認して報告すると。

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 後で確認して報告ということでよろしいでしょうか。

○14番（小坏 孝君） だから、報告だなんて、そういうの全て頭に入ってなきゃ、もう行政は私らより長くやっているんだから、全て把握してなきゃ駄目だっぺ。ほんだって、保険金払っていないの。毎年、保険金払うんでしょ、これ。そういうので資料確認しなきゃ分かんないなんていうような仕事のやり方では非常に。私らだって、うちで払っている年間の保険料だの、全て頭に入っていますよ。しっかり仕事やってくださいよ。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第58号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第58号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

事故発生年月日が令和2年3月10日午後1時30分、相手方が錫高野在住の方です。場所については高久地内、町道8-0375号線でございます。示談額については1万120円でございます。

詳細についてですが、令和2年3月10日午後1時30分頃、運転者が町道8-0375号線を走行中、道路に空いた穴にタイヤが入り、右前輪がパンクした。事故直後に城里町都市建設課へ電話連絡をし、同日午後1時50分頃に都市建設課職員2名が運転者を交え、事故状況等確認しております。その後、運転者は車両を業者に持ち込み、パンクの修理を実施しております。

車の被害としては、右前輪1本のパンク。なお、事故発生時の天気については雨であり、時速40キロで走行しており、用事を済ませ帰る途中であった。本人や同乗していた妻にけがはなかったものです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第58号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第59号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第59号 損害賠償額の決定及び和解についての追認でございます。

事故発生年月日が令和3年2月27日午後9時40分、塩子在住の方でございます。場所に

については小勝地内、町道90号線でございます。示談額については27万5,720円でございます。

事故の詳細についてでございますが、令和3年2月27日午後9時40分頃、運転者が町道90号線を時速50キロで走行中、道路に落ちていた直径約40センチの落石に乗り上げ、フロント、足回りが損傷した。3月1日午前10時45分頃に城里町都市建設課へ電話連絡をし、3月2日午後2時頃に都市建設課職員が運転者を交え事故状況等を確認した。その後、運転者は車両の修理をホンダへ依頼している状況であります。

落石の原因についてでございますが、イノシシ被害によるのり面崩れによるもので、町としては、この路線について、ほかの場所もそうですが、随時落石の処理を行い、道路両側については落石注意の看板の設置をしているものでございます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第59号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で、追認案件、二十数件終わりました。

ここで気がついた点がございましたら、最後質疑を認めます。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 二十数件の追認ということで、まとめて今審議したわけなんですけれども、追認の理由を聞こうかなと思いましたが、先ほど町長のほうから、石岡でそういう事件があったということで、それで当町においても大変議決に関するものが認識が薄かったと、しかも提案漏れいたしましたよということで、謝罪の言葉がありましたので、これにつきましてはこれ以上追及はいたしません。

二十数件ありましたけれども、これ以外にないんですかね。これ以外に、私は前、一般質問をやった町長車両、前やりましたね。これが5万何がしかの修理代が町から一般会計から出ているということなんですけれども、これは前、財務課長に一般質問、また決算審査、そのとき聞きましたら、経年劣化だということで、しかも世界のトヨタが作った一番売れている車プリウスが、経年劣化で3年、5年で板金塗装をするようなことになるのかということで、私は今でもそれが信じられない。間違いなく経年劣化なのか、実際はどうなのか、財務課、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 2番加藤木議員のご指摘でございます。

以前の質問の中で、財務課長の答弁といたしまして経年劣化という回答があったと。経年の使用における、その過程における傷、損耗であったというような答弁であったかと思えます。

こちらの傷につきましては、今回の追認で出しているような損害賠償、和解の案件ではなく、財務課のほうの保険を使って修理をしたというような経緯がございます。ごめんな

さい、すみません、拙い答弁で申し訳ないです。当時、修理費で出しておりました、あくまで通常の年数の使用の中で発生した傷ということで答弁されているかと思えます。

○14番（小塚 孝君） 何で答弁が変わっちゃうんだ、途中。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 申し訳ありません。訂正させていただきます。

○14番（小塚 孝君） 町長に言われたからと言ったって、しゃべったやつは途中で止めねえで変えんじゃねえよ。そういうことじゃ駄目だよ。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 申し訳ありません。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それでは、前に財務課長が言われたような、何年か過ぎて、そういったものの劣化、劣化したというところで、いろんな傷がついている部分をやったと。それはその原因というのはあるんじゃないですか。傷がついたとか、板金をしたとかというのは、原因があるからなんじゃないですか。どうなんですか、それ。ただ、普通に乘っていて、置いておいて、それがへこんだりしたということなんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） そうですね、やはりただ動かずに置いていて、そういった傷が生じるということはないと思いますので、当然走行中、通常の利用の中で発生した傷だと思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それならば、走行中に発生した傷ということであれば、それは1つの事故なので、あくまでも保険に加入しているので、その保険で直せばいいことなんじゃないですか。それが一般会計から繰り入れたというのは、どうなのかなと私は思うんですけれども、なぜ保険に入っているのか、だったら。保険に入っている意味がないと思うんですよね。どうでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 今回の追認案件のように、相手方があって、事故原因等もはっきりしているものについては保険も適用できるんですが、走行中の使用の中で、明確に相手方があって、事故が起きたということではなく、事故原因等も、傷がついた原因などもなかなか不明であるというような中で、修理費で対応させていただいたという経緯だと認識しております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 現在入られている保険は、自損でも出るやつだと思うんですけれども、そうしましたら、走行中に、例えばどこかでこすったとか、ぶつけたとかという場合は、誰も何も言わなければ、それは全部保険じゃなくて、修理費を一般会計から出さなくちゃならないと、そういうことになりますよね。その原因が分からなければ、そうですよね。

多分、車を運転する場合は、始業点検というのをやると思うんですよ、スタート前に。周りを一周するとか。ですから、それがその前に乗っている人が誰かというのは分かると思うんですよ。そういうことを日々やっているのかどうか。やっていないんじゃないですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 毎月、定期的な点検の報告は、財務課のほうに上げさせていただいております。その中で、事故などの発生がないかどうかというところは、確認をさせていただいているところではございます。ただ、日々の点検となりますと、これはそれぞれの当該課において点検をお願いしているところではございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） なかなか結果が出ないんですけれども、しゃべっていてもね。結局、原因は自然についた傷だということで、誰がやったということではないということなんですか。そういうことでよろしいですかね。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 当時におきましては、都度都度の報告の中で上がってきたもの、定期報告の中でこういうことが発生したということで上がってきたものではないので、財務課といたしましては把握していない中で発生した傷という認識でございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかに。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 今、加藤木さんがおっしゃっているのは、町長専用の車、町長の専用の公用車の話をされているわけです。つまり、その公用車に、前も町長にも私、注意をいたしましたけれども、自分の車のように私物化して車乗っていたんで、あんまり自分勝手に車乗っちゃいけませんよというお話はさせていただきました。ということで、町長の専用公用車というのは、町長とその秘書もしくは特定の方しか乗れないはずなんですよ。

今、財務課のほうに上がってきていないと言うんですけれども、そもそも町長公用車乗っているのって数名じゃないですか。それとも数回なんじゃないですか。いろんなことがあると思うんですが、以前、町長専用車の日報を見ていると、結構ずさんでありますし、それほど乗っていないような雰囲気もあるんですが、ただ町長は勝手に車乗り回した時期もあって、多分つけていないときもあるんですよ。私もそれは共通認識として思っているんですが、ここで情報として今聞いている情報があります。私たちの下にちょっと情報として入っています。所管としては、公用車の管理責任者は財務課であります。財務課長はお休みであります。でありますので、これは約1年半前ぐらいの話からだと思いますから、当時、財務課長補佐でありました山崎栄一氏にちょっと質問をしたいと思うんですが、議長の許可を頂けますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長、よろしいですね。当時、財務課長補佐の答弁を。

○町長（上遠野 修君） どうぞ。

○議長（関 誠一郎君） 町長、許可しましたので、どうぞ。

○8番（河原井大介君） 先日、議長からもお話を私も頂いてびっくりした話なんですけれども、町長の秘書であった小川さんという方がいらっしゃるんですけれども、その方に、先ほど保険の適用にはならないという話だったらしいんですが、山崎栄一氏のほうから、君が保険を使うことにおいて、運転をして事故を、もしくは物損を起こしたということで、保険を適用する方法として、君が運転したということによろしいんじゃないかというような発言があったというふうに私は聞いたんですが、それは事実ですか。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、8番河原井大介議員の質問にお答えいたします。

当時、令和元年11月頃だったと思うんですけれども、まず、まちづくり戦略課のほうから町長車に傷がいっぱいあると、一応、その翌年の2月か3月に、車検があつて、車検のときに合わせて直したいんですけどもと相談がまずありました。一応、町村会の保険につきましては1万円を超えないと保険適用になりませんので、その傷が事故であるものであれば、公用車管理規程のとおり事故報告書のほうを出してくださいというふうには進言をしました。

そうしたところ、その当時小川君のほうから、誰が事故を起こしたか分からないという発言がありまして、そのとき、一応こちらでも町の費用を負担するのは、ちょっと財政においてもそれは忍びないので、できれば保険で対応したいと思ひまして、秘書担当に、誰が事故起こしたのか分からないということであれば、要はその公用車はまちづくり戦略課で管理している車ですので、担当部署で誰が事故を起こしたか分からないというのは、それもちょっと問題だと思うんで、だったら、担当者の小川君に、その当時、事故報告書出してもらえないかと言った覚えはございます。ただ、一応小川君も、自分が起こした事故でないで、それはできませんと、まさに最もだと思ひますので、今回の件に関してはそういった経緯がありまして、最終的にちょっと忍びないんですが、町の費用を負担したという経緯でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） なるほど。はっきり言つたと、小川さんには。

つまり、保険を使いたいの、名前を貸してくれということでもいいわけですね。それというのは、通常事故、保険を頂くときには、これ、詐欺行為に近い問題じゃないですか。

その前に、その前なんですけれども、誰がぶつけたか分からないと言っているけれども、実際に町長か運転手か、あと数名の方だけなんですよ。経年劣化で傷がつかました、へこ

みました、板金が必要なんですという事故は、子供が聞いたってうそだと分かりますよ。うそに決まっているじゃないですか、そんなの。五、六年のトヨタプリウスが経年劣化で傷ついたり、へこんだりするわけじゃないじゃないですか。それはうそなんですよ。

それはうそを分かっているんだけど、大体そうなるよ、じゃ小川さんじゃないとすると、町長ですよ、事故ったのは。物損したのは。可能性の話はありますよね。否定できますか。だって、ドライブレコーダーないんですよ。いいですか。以前からこの情報は入っていますけれども、ずさんな日報管理なんですよ。

町長は、私も目撃したし、一緒に乗ったこともありますよね。一緒に乗ったこともあるけれども、勝手に自分のポケットに公用車の鍵を入れて歩き回っていたじゃないですか。町民の方もたくさん目撃しています。挙げ句の果てに、ポインターペンみたいなので傷を自分で自ら、一般質問でもされていましたが、直していたと。じゃ、逆に事故をしていない証拠は、町長、お持ちなんですか。

いいですか。いずれにしても、今、山崎当時課長補佐が小川君やってくれと言ったのは事実で、小川さんも知らない。結局、税金をもう使ってしまったんですよ。保険をあの頃騒いでいましたからね、議会でも。となると、確かに公用車に乗って事故起こして、保険にこうなると保険で出てしまいますから。

そのときに、山崎さんが会計課のほうで、これは議会にばれると問題だというような発言をなさったというような情報が流れています。それは事実でしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） それでは、続きまして8番河原井議員の質問にお答えしたいと思います。

その発言に関しましては、私は全く記憶がございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） じゃ、本人は記憶ないけれども、周りの人は聞いていたということでもよろしいですね。

〔「議長、議案進めましょうよ。これ、議案以外の案件でしょう」と呼ぶ者あり〕

○8番（河原井大介君） いや、これは事項案件ですよ。事項案件ですから。

〔「議案以外でしょう。議案、進めましょうよ、もう」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これは大事なことです。

○8番（河原井大介君） これ、全員協議会ですから、きちっとした内容でよろしく願います。

〔「進めましょうよ、もう」と呼ぶ者あり〕

○8番（河原井大介君） じゃ、そのほかに議員さんの中で質問ないですか。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 山崎課長、あなた、大変な答弁しているんですよ。もう事件性まであるじゃないですか。だって、事故をやっていない職員に事故をしたことで名前貸してくれと、それで保険使おうとしたら、これは保険金詐欺ですよ。それは公務員がやることじゃないでしょうよ。

じゃ、あなたは何のためにそういうことをやろうとしたのかということが私は疑問なんですよ。自分のためだけじゃないんじゃない。何か公用車を管理する上で、どうしても表に出せないような困ったことがあったんで、あなたは小川君にそういうことを頼んだということになるんじゃないですか。もうその頼んだこと自体が犯罪でしょう、これ。

小川君が自分はやっていないのに、事故の運転を代わってくれと。これ、よく身代わりで行く人いるじゃないですか。事故やったときに、警察署に私がやりましたと、代わりに行ってくれよと。あれ、犯罪でしょう。と同じことをあなたは小川君に要求したわけだよ。そういうことが役場の中で行われていたこと自体が驚き。

なぜあなたはそういうことをしなきゃならなかったのかというのが全然説明になっていないじゃないですか。誰がやったか分からない事故で、だったら、誰がやったか分からないだったら、それをそのまま処理すりゃいいじゃないですか。何で小川君にそれを押しつけなきゃならないのか。そこがよく分からない。もう一回答弁してくれる。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 7番三村孝信議員のご質問にお答えいたします。

別に小川君に押しつけたわけではなくて、あくまでもまちづくり戦略課のほうから、町長車に傷がいっぱいあって目立ちますと、これを車検に合わせて直したいんですけれどもという相談がありまして、そういう相談があったものですから、できれば財務課としては事故報告書を出してくれと、それ再三言っているんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 8番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） ちょっと問題なのは、あなたが今言っているのは、傷があったと。それを傷があったのを事故車にしようというわけでしょう。あなたが言っていることはそういうことなんだよ。

事故があって、普通だったら傷があったら、それをちゃんと直せばいいだけじゃないですか。それを事故に見せかけて、車検と一緒に直しちゃおうということでしょうよ。その感覚のほうが、私から見たらば相当ずれている。

だから逆に言ったら、小川君にしたらいい迷惑じゃないの。車がどういう状態だろうが、あなた、運転していない職員に運転したことにしてくれなんて言うこと自体が犯罪ですよ、これは。そういうことですよ。パワハラに近いじゃないですか。小川君はそれを勇気を持って断ったわけでしょう。どうよ。そういうことを発言したあなた自体、反省しているのかどうか、ちょっと答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 7番三村孝信議員のご質問にお答えいたします。

確かに、その発言につきましても、誠に申し訳なかったと思っています。ですから、そのときも、その発言に対して小川君に強く追及したわけではなくて、その話をして、結果的にそれは当然無理なものですから、分かりましたということで、あえて追及はせずに、そのままそれは一般財源で処理のほうをしております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 課長の性格からしても、あなたは人に対して無理強いするような人じゃないと。私も理解はしているんだけど、あなたは認めたね、今正式に。小川君にこういうこと言ったということは。じゃ、その小川君にそういうことをあなたが言おうとした動機だよ。動機。なぜ替え玉というか、作らなきゃいけなかったの。笑っているところじゃないよ、上遠野町長。笑っているところじゃないだろうよ、職員困っているのに。

その動機は何で。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き、7番三村孝信議員のご質問にお答えいたします。

動機というか、傷がついているイコール、あ、事故があったのかなという認識でお話をただけであって、特にそれ以外、動機はございません。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 事故があったのかなと思ったということは、それなりの傷があったということなんだろう。だったら、そのまんま事故として処理すりゃいいじゃん。何で運転を代わってくれなんて、乗っていたことにしてくれなんて言うのよ。それは誰かほかに運転している人がいたということじゃないの。違いますか。答弁ちゃんとしてよ。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 確かに、こちら側の修理については5万5,000円ほどかかっておりますので、私はそれもあったものですから、一応、担当課のまちづくり戦略課のほうには、小川君でなければ、誰か事故を起こした人が事故報告書を出してもらうように、それは何回もお願いをしておりました、当時は。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） だから、それは詐欺だろうと言っているの、そういうことしたら。だって、そういう行為自体が駄目でしょうと言うの。アウトだよ。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 小川君にしたわけじゃなくて。

○7番（三村孝信君） いや、小川君じゃなくて、あなたがした行為は、保険金を使えば

公費を使わなくて済むんで、本当は公費でやらなきゃならないようなやつでも、事故にしちゃって保険金使っちゃおうという話でしょう。

○福祉こども課長（山崎栄一君） いや、違います。

○7番（三村孝信君） いや、今のはそういうふうに聞こえるな。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） そういったことは全然考えていなくて、これ、修理はたしかバンパー破損しているということでしたので。

○7番（三村孝信君） ちょっと待った。今言ったね。バンパーを破損して言ったね。経年劣化と言っていたのが、何でバンパー破損しちゃうんだよ。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 私は、経年劣化とは一言も言っておりませんので。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 経年劣化、私は言っていませんなんていうこと言えますか。財務課長が経年劣化によって、それで直したとちゃんと今言っているんだよ。それをあなた、ここで聞いているんだよ。それでいて、今度はバンパーの破損になっているんだよ。破損と経年劣化というのは、これ全然違うんじゃないの。もうバンパー破損したということ、あなた認めたんだから、事故があって、それを直して、小川君に替え玉を頼んだ。認めなさい。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き、7番三村孝信議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほども何度も申し上げましたが、一応小川君には一言その話しましたが、その後、確かに拒否をされまして、確かにその後、私も自分で納得しまして、その発言はまずかったと今でも認識しております。ですので、町の費用で負担して修理をしたということでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） この後、きちっとその話調べるけれども、とりあえず、これ堂々巡りになるから、ほかの審議もあるだろうから、この辺にするけれども、大体、それは一般の社会で言えば、それ詐欺だよ。これ、私がここの場で言うんだから、重い言葉だと思ってくださいよ。

そういうことを今、ちゃんと山崎課長は認めたよね。バンパーの破損というのを認めているんで、この後、詳しく調べてみたいと思うけれども、実際、前も言ったね、誰のために行政をやるんですかと。町民のほうを向いてくださいよと。一個人とか、特定の人を守るために行政なんてあるわけじゃないでしょう。だって、あなた、税金使って直そうなん

て、そうでしょう。一般会計から繰り入れて直しちゃおうなんていうのは。それ、まずいから保険金に今度しちゃおうなんて。だから、小川君、運転したことにしてくれないかと、そういうことだよ、あなたが言っているのは。

これ以上はやめるけれども、今のあれで納得した人はいないと思う。ただ、今日はいろいろ次の審議もあるから、この辺にしますけれども、本当にちょっと反省してもらいたいね。

以上です。答弁はいいですよ。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 本当にひどいちょっと話で、これは大変なことです。町民のお金を使ったということです。

要するに、ちょっとなぜ保険を使用しなかったのかということをもまず1つお伺いします。なぜ保険使用しなかったか。

それから、一切議会に報告もなく、うやむやにしようとしていたというのも、それもおかしかったし、議員に注意されて、初めて発覚したということ。

それから、公用車の使用に対してルールがあるはずなんですけれども、この公用車についてのルールというのはどんなものなんでしょう。

ちょっと一つ一つお聞きしていきたいんですけれども、よろしいですか。

公用車使用にはルールがあるはずなんです。このルールはどのようになっていますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 4番藤咲議員のご指摘にお答えいたします。

先ほどもお話をさせていただいたところなんですけど、基本的には月報というのを各課から上げさせていただいておまして、そちらに点検の内容等、基準を定めたものございまして、それを提出させていただいて、財務課としては把握しているというところがございます。管理としてはそのような形で行っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、公用車の運行規程、それから要綱とか、取扱い要綱、運転中の要綱、全てじゃ全部入っているものが表示されているということですね。あるということは。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 年度当初に、インフォメーション等通じて各課には周知させていただいた上で、その点検のフォーマット等お示しして、点検はしてもらっております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 確かに点検もそうなんですけれども、その書類がきちんとあるのかどうかということを私は聞いています。

一般に、町長の公用車使用というか、そういうものについて、きちんと要綱が、公用車の運転中、それから公用車の取扱い、そういうもの全てがきちんと書かれている要綱のものがあるのかどうかということです。

○議長（関 誠一郎君） これは運転日誌のことでしょう。運転日誌だって、財務課長補佐。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 各課においては、毎日、運行日誌を記録をしてもらっております。そこに例えば日々の点検の状況、走行の記録、それから給油したら給油した、そういった記録はつけるようにということでご案内しています。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 私、日々の運転、日報などはちゃんときちんとしていることは知っています。日報はきちんともう当然やらなければならないことなので、日報としては必要です。それは見えています。しかし、町長にかかわらず、公用車の運転とか、それから使用、それから取扱い、管理、そういうものが載っているものが全て細かく書いてあるもの、要綱があるかどうかと聞いています。

○議長（関 誠一郎君） 使用要綱だって。

○4番（藤咲芙美子君） 規程でもいいです。

○議長（関 誠一郎君） 普通はあるわな。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 大変申し訳ありません。すぐにお示しできなくて申し訳ないんですが、お調べして改めてご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この事故の問題、起きたときには、きちんとそういうのは確認をしておくべきだと思います。私は、ただ単に追及しているわけでも何でもありません。その要綱に沿った運行状況をきちんとやっているかどうかということがあります。

先ほど河原井議員さんが、町長が自由に乗り回して歩いていたと、そういうことを聞いたので、話を聞いたので、この公用車に町長は運転する権利があるのかどうか、そこら辺のところも書いてある要綱があるのかどうか、そこが知りたかったんです。

○議長（関 誠一郎君） どうですか。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） すみません、先ほど申し上げたように、要綱等規程については、お調べして改めてお示しをさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 公用車というのは、我々の税金で、大変なお金を払いながら、税金出しているんです。その中から一般財源を出しているんですよ。そういうところで、

自由に使われていいはずがありません。町の税金を何だと思っているんでしょうということです。

先ほどの話、山崎課長補佐、山崎さん、今課長さんですけれども、言語道断な言い方をやりながら、そういうのを自分で認識していなかったというようなことがあって、本当にこの町どうなってしまうんだらうと、私はとても心配しています。

それと、今まで23件のこの事件、車の運転の事件、いろいろ事故のことありました。多分、私は非常に一番最初の文章がありますね、納得できない文章が。あの文章の中に、一番最後に上遠野町長のサインがあります。この文章で議員に出せと言ったのは、上遠野修町長ですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問の趣旨にそのまま従えば、この文章で出せというふうに私が発言したことはございませんが、議案書や稟議書や、みんなずらっと印鑑が押して上がってきて、最後に稟議書に印鑑押しているのは私ですから、私の責任において今回の議案を出したわけでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ごめんなさい、要綱の話からいろいろちょっと変わってきましたけれども、まずその車の要綱のことはちょっと後できちんと出してもらおうということの一つお願いをして、そして、今町長のこの文章について、私、お聞きいたしました。文章の最終的な責任は上遠野町長だと。自分も自分の責任だと、今、上遠野町長が言いました。

そしたら、私たちが今このような質問を出して、意味が分からないというような質問をしてきたんですけれども、その意味の分からない文章を町長は印鑑を押して、そしていいでしょうと、私たちに出したんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） こういった自動車事故に関する和解の案件の議案、ほかの市町村でも、承認じゃなくて報告の場合もあります。ほかの市町村でどういうふうな、どの程度の説明で出しているかというのを担当課で調べて、ほかの自治体でこういう形で議案を出しているようだからということ調べて、こういうふうに議案書を書いたということで上がってきたので、これぐらいの議案書でいいんだなということで、私のほうで承認して出したわけですが、今回、分かりにくいというご指摘がありましたので、じゃ、すぐに保険会社の出した報告書、それをそのまま出ささいということで今日指示しまして、今説明も終えたところですが、今思えば、議員から指摘がされる前に、保険会社に出した事故報告書を最初から添付しておれば、もっと分かりやすかったのかなということで反省しているところでございます。

今後、議会で議案書を出すときには、最初から保険会社に出した報告書、これを参考として添付したいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 藤咲さん、方向が違っちゃっているから、皆さんの質疑は違うでしょう。町長車のことで質疑しているから、話戻さないでください。すみません。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、これで終わります。最後に。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 全ての件で町長が責任を持つということなんですから、私たちのことに対しては、議会軽視と言ってもいいぐらいの内容だと思っております。今後気をつけてほしいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 時間があまりないんで、早急に。

ちょっと今の損害賠償額の決定及び和解、この件の追認の件についてまとめてちょっとお伺いをしたいんですが、今回はこの交通事故の案件のみが提出されておりますけれども、交通事故以外の案件ではほかにはなかったのか。議会案件はほかにも、今回のだけで漏れているようなことはないでしょうか。ちょっとお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 3番猿田議員のご質疑でございますが、今般の追認案件につきましては大変申し訳なく思っております。議案取りまとめる総務課としまして、ほかの案件について、現在のところは漏れはないというふうに承知しております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） この案件というのは、交通事故だけではないんですよ。損害賠償額の決定と今回なっていますので、これは民法上のもので、これ、示談の定義ですけども、一般的には、法第96条第1項第12号の和解に該当し、また、これにより損害賠償額を定める場合、同条同項第13号に該当するので、議会の議決を必要とするとあります。

民法上の紛争を裁判外で話し合いによって解決することであるから、一般的には民法上の示談は和解に該当する。ですから、このようなことがあるので、これで抜けているようなことがないのか、先ほどはないというお話でしたけれども、私たち、ちょっと議員は、この辺の追及はしっかりさせていただきたいと思います。

時間がなくなってしまうので、この辺で終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 財務課長補佐、さっき話ししようとしたときに、町長に止められて、経年劣化だなんて話に戻して、あなたはしゃべっているけれども、何で山崎こども福祉課長と意見が合わないの。片方ではバンパーが破損したと言っているのに、なぜあなたは、町長に止められたら経年劣化になっちゃうの。

町長も、私と河原井議員と大竹議員の家に個人情報だ、個人情報だなんてやつを、河原

井議員が印鑑押したやつを、勝手に大竹議員の家に置いてきて、監査委員には個人情報だから出せねえなんて言っていて、あなたは公文書を元の大竹議員の家の辺りさ、ばらまいてきて、河原井大介議員がこういうふうに賛成しているんですよなんていう形で、小松さ行ったときに、あなたは公用車をポケットから鍵出して、私らに乗っけて行って、あなたの公用車、町長車をポケットから鍵出しているんですよ。そういう日報つけたり、鍵が適正に管理されているなんて、いい加減な答弁をしているということがでたらめだよな。

なぜ江幡君、経年劣化なの、バンパーが破損しているのに。なぜそういうことを経年劣化に変えなくちゃならないの。なぜ、あなたみたいな正直な人が、何で町長の顔色うかがって、うそをつかなきゃならないの。

町民のほうに目を向けて、俺みてえに駄目なものは駄目、いいやつはいいというような気持ちでやってほしいのよ。そうしないと、1万8,000人の町民が路頭に迷うでしょう。

この町長のうそつきが判明しているでしょう。3月31日の借金が幾らあるんですかねんていうのは、同じ日で3億円も違うんですよ。そういう形で、町民に向けてうそばかりついて、私は懲罰覚悟で言うけれども、なぜ同じ借金が今度も試算書なんて出しているけれども、国の借金べらぼうに高く書いて、我が町は少なく書いているけれども、なぜああいいう財務報告をうそをついて、町民に向けてでたらめな数字を出すのと言うの。計算方式が違ったから、軽減されたからああいいう数字になってきたのに、本当に正しい数字をあなた、発表したらいいじゃないですか。もう町の起債、幾らあるんですか、正直に言って。

○議長（関 誠一郎君） 小坪議員、ちょっと話題違いますので。すみません。

○14番（小坪 孝君） だから、正直に、経年劣化だなんてうそをついていないで、江幡君ちゃんとしゃべってくださいよ。経年劣化なんですか。本当にバンパー破損なんですか。どっちなんですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） すみません、14番小坪議員のご指摘なんですけれども、財務課長の答弁としまして経年劣化というお話がございました。当時の答弁といたしましては、経年という表現、確かに使っていたかと思えます。経年の使用の中で発生していた傷だというようなことで答弁されていたかと思えますので、そちらを補強するということで答えをさせていただいたところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 意味が分からないね、あなた。バンパーが破損しているのに、なぜ経年劣化なの。私はそれを聞いているんだよ。傷のこと聞いているわけじゃないよ。傷だったら、何で5万5,000円の塗装代がかかるのよ、そんなに。もう一度答えなさいよ、ちゃんと。あなたみたいな正直な人がうそつくことないでしょう、町民に向かって。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 14番小坪議員のご指摘でございますが、すみません、以

前の答弁の中では、やはり経年の使用の中で発生していた傷ということで、自然発生ということには言っていなかったのかなと思います。

ただ、その傷についてはどういう経過でできたものか、ちょっと分かっていないというところでして、それがどういう具体的な傷だったのかというところは、今手元の資料がなくて申し訳ないんですが、そのように認識しております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 私が言っているのは、元の傷の話しているわけじゃないですよ。元の話をしているわけじゃないよ。あなたみたいな正直な人が元の話ししろと、私は言っているわけじゃないですよ。バンパーが破損したというのに、小っちゃい傷の話を聞いているわけじゃないよ。ちゃんと答えなさいよ、あなた。あなたみたいな正直者が、何も町民に向かってうそつくことないですよ。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） うそをついているような、ちょっと誤認を与えたとしたら大変申し訳ありません。私も、意図してうそをつきたいと思ってついているわけではなくて、すみません、何分ちょっと勉強、経験不足のところもございしますが、過去の経緯等踏まえまして、そのように認識をしているというところでお話をさせているところがございます。

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、町長ね、町民の方からたれ込みというか、文書が私のところへ来ているんですけども、町長、バンパーの破損は、近所の人が見ていて、これ文書で送ってくれているんですよ。皆さんの前で正直に言ったらいいでしょう。正直に、バンパー破損した原因を近所の人、見ているんですからね。それだから、うそつかないで、ちゃんとここで謝罪をして終わりにしましょうよ、ちゃんと。あなたがやったのは明白だと思うんですよ。1万8,000の町民が見ているんですから。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 私が運転してバンパーを削ったという事実はございません。

○14番（小坪 孝君） 何。はっきり言って。もっと大きく。

○町長（上遠野 修君） 私がバンパーを削ったというような事実はございません。

〔「証明できる、それ」「証明しろよ、本当」「傷つけていない証明できるんですか」「誰がぶつけたの」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） していないことの証明って難しいと思うんですけどもね。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 山崎君、これ、ぶつけた、運転していた人、探さないで、一部の職員に身代わりを強要したなんていうのは、先ほど言われているように保険金詐欺の犯

罪だと思っんですよ。身代わりを立てようなんていう、公務員がやってはいけない話だと思う、絶対に。そういう形で、町長がああいうこと言っているけれども、あなた、正直に答えてくださいよ。本当に町長さんはやっていないんですか。それ、確認して終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 14番小坪議員のご質問にお答えしたいと思います。

当時、何度も言いますが、まちづくり戦略課のほうに一応誰がぶつけたんですかと確認しまして、誰がぶつけたか分からないという回答だったものですから、最終的には町の公費で直したということでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、よろしいでしょうか。

ここで10分休憩を入れます。

3時20分より再開いたします。よろしく願いいたします。

午後 3時09分休憩

午後 3時21分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第60号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐江幡守仁君。

○財務課長補佐（江幡守仁君） では、議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案第60号の資料をお開きください。

議案第60号、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,875万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ106億4,592万7,000円とするものです。第2条につきましては、地方債の補正を行うものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

11款1項地方特例交付金であります。既定額に530万6,000円を追加するものです。個人住民税、自動車税及び軽自動車税に係る減収補填特例交付金の交付決定により追加する物です。

12款1項地方交付税であります。既定額に6億4,703万4,000円を追加するものです。普通交付税額の確定により追加するものです。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に4,904万9,000円を追加するものです。主なものは、衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,261万7,000円を追加し、総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,834万4,000円を追加し、民生費国庫補助金で子ども・子育て支援整備交付金955万3,000円を追加するものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に1,246万3,000円を追加するものです。主なものは、民生費県補助金で子ども・子育て支援整備交付金955万3,000円を追加し、農林水産事業費県補助金で県単土地改良事業費補助金237万5,000円を追加し、総務費県補助金で消防団設備整備費補助金53万5,000円を追加するものです。

3項委託金であります。既定額から16万5,000円を減額するものです。総務費委託金で、交付決定により市町村事務処理特例交付金16万5,000円を減額するものです。

20款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に5万9,000円を追加するものです。確定により後期高齢者医療特別会計繰入金を追加するものです。

2項基金繰入金であります。既定額から7億7,462万3,000円を減額するものです。森林経営管理現地調査業務に伴い、森林環境譲与税基金繰入金50万円を追加し、普通交付税及び繰越金の確定に伴い歳入が増加したため、財政調整基金繰入金7億1,827万3,000円を減額し、基金から公共施設等適正管理推進事業債の財源構成により、公共施設整備基金繰入金4,000万円及び公共施設等総合管理基金繰入金800万円を減額し、ふれあいの船事業中止により、ふるさと創生基金繰入金8,850万円を減額するものです。

21款1項繰越金であります。既定額に3億6,639万7,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定に伴い、追加するものになります。

23款1項町債であります。既定額に1億1,323万2,000円を追加するものです。常北保健福祉センター空調設備改修事業及びおひさま学童クラブ整備事業等の増により合併特例事業債8,080万円を追加し、コミュニティーセンター城里屋上防水改修事業及び桂公民館屋上防水改修事業の基金からの財源構成により、公共施設等適正管理推進事業債5,070万円を追加し、南行川及び新道川整備事業の合併特例事業債からの財源構成により、緊急自然災害防止対策事業5,610万円を追加し、発行可能額の確定により臨時財政対策債7,436万8,000円を減額するものになります。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出になります。

1款1項議会費であります。既定額から370万円を減額するものです。こちらは人件費を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に2億2,942万1,000円を追加するものです。主なものは、一般管理費、財産管理費及び企画費で人件費を補正し、庁舎管理費でPCB廃棄物調査処分費273万円を追加し、企画費で公共交通事業者感染拡大防止対策

支援金180万円を追加するものです。

2 項徴税費であります。既定額から43万2,000円を減額するものです。税務総務費で人件費を減額するものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から272万4,000円を減額するものです。戸籍住民基本台帳費で人件費を減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額から1,162万7,000円を減額するものです。主なものは、社会福祉総務費、国民年金費等で人件費を追加し、高齢福祉費で人件費を減額するものです。

2 項児童福祉費であります。既定額に5,275万円を追加するものです。主なものは、児童福祉総務費でおひさま学童クラブ整備事業5,106万2,000円を追加し、保育所費で人件費168万8,000円を追加するものです。

4 款衛生費、1 項保険衛生費であります。既定額に1 億1,161万2,000円を追加するものです。主なものは、保健衛生総務費で人件費670万1,000円及び国民健康保険特別会計施設勘定繰出金490万2,000円を追加し、保健福祉センター費で常北保健福祉センター空調設備改修事業1 億761万3,000円を追加し、予防費で新型コロナウイルスのワクチン集団接種協力金1,000万円を減額するものです。

2 項清掃費であります。既定額に25万円を追加するものです。塵芥処理費で人件費を追加するものになります。

5 款農林水産費、1 項農業費であります。既定額から463万3,000円を追加するものです。主なものは、農業振興費で地域おこし協力隊企業支援補助金100万円を追加し、農地費で県単かんがい排水路整備補助金337万5,000円を追加するものです。

2 項林業費であります。既定額に34万1,000円を追加するものです。林業振興費で森林経営管理意向調査279万4,000円から森林経営管理現地調査委託業務313万5,000円に事業振替により補正をするものです。

6 款1 項商工費であります。既定額に4,826万6,000円を追加するものです。主なものは、商工業振興費で商品券の金額を5,000円から7,000円に増額するため、城里元気アップ振興券発行事業費補助金3,800万円を追加し、観光施設費で道の駅移転候補地に係る測量及び補償調査887万7,000円、不動産鑑定業務委託料121万9,000円を追加するものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から432万9,000円を減額するものです。土木総務費で人件費を減額するものになります。

2 項道路橋梁費であります。既定額に553万3,000円を追加するものです。主なものは、道路維持費で町道維持補修に係る工事費553万3,000円を追加し、道路新設改良費で国庫支出金の内示額減に伴う財源更正をするものです。

3 項河川費であります。既定額は変わらず財源構成をするものです。河川総務費で南行川及び新道川整備事業を合併特例事業債から緊急自然災害防止対策事業債へ財源更正す

るものです。

4項都市計画費であります。既定額から2,381万8,000円を減額するものです。主なものは、都市計画総務費で建築物の耐震化を促進するための耐震改修促進計画策定業務261万8,000円を追加し、公共下水道で公共下水道事業特別会計繰出金2,720万8,000円を減額するものです。

続きまして、4ページをご覧ください。

5項住宅費であります。既定額に239万4,000円を追加するものです。住宅管理費で人件費を追加し、住宅建設費で南団地建て替えに伴う水道加入金を追加するものになります。

8款1項消防費であります。既定額に1,222万4,000円を追加するものです。非常備消防費で人件費を追加し、消防施設費で防火水槽新設事業1,215万4,000円及び消防団活動資機材購入事業205万7,000円を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額に214万円を追加するものです。事務局費で人件費を追加するものになります。

4項社会教育費であります。既定額から472万9,000円を減額するものです。主なものは、社会教育総務費でふれあいの船事業中止に伴い、町内の小学6年生を対象にふれあいの船事業代替給付金4,830万円を追加し、文化財保護費で頓（徳）化原古墳石室修繕事業316万8,000円を追加し、社会教育総務費でふれあいの船事業補助及び人件費を縮減するものです。

5項保健体育費であります。既定額に54万7,000円を追加するものです。保健体育総務費で町マラソン大会の仮設トイレ等の手数料及び使用料49万7,000円を追加し、学校給食センター費で人件費を追加するものになります。

続きまして、5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正になります。

上段、追加の公共施設等適正管理推進事業につきましては、コミュニティーセンター城里屋上防水改修事業4,310万円及び桂公民館屋上防水改修事業760万円により5,070万円を追加し、緊急自然災害防止対策事業につきましては、南行川護岸改修事業1,110万円及び新道川整備事業4,500万円により5,610万円を追加するものになります。

変更の合併特例事業につきましては、常北保健福祉センター空調設備改修事業1億222万円及びおひさま学童クラブ整備事業3,040万円等の増により8,080万円を追加し、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴い7,436万8,000円を減額し、それぞれ限度額を変更するものです。

以上が議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第2号）のご説明ですが、詳細につきましては、6ページから23ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。また、主な事業につきましては説明資料の予算の概要に記載してございます。どうぞご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第60号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第61号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 議会資料、議案第61号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

1 ページをご覧願います。

まず、第1条であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,607万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ23億5,104万3,000円とするものでございます。

2 ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

6款1項他会計繰入金であります。既定額から1,292万2,000円を減額するものでございます。人事異動による職員給与費等繰入金を減額しております。

7款繰越金、1項繰越金であります。既定額に4,899万3,000円を追加するものです。前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。既定額から1,292万2,000円を減額するものです。人事異動による人件費の減であります。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費であります。既定額に38万1,000円を追加するものです。コロナワクチン接種事業業務等により発生した会計年度任用職員の時間外手当等でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金であります。既定額に4,861万2,000円を追加するものです。前年度繰越金を今後の緊急的な支払に備えて積立てするものであります。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから9ページの補正予算事項別明細書、給与明細書をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、11ページをご覧願います。

令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,378万円とするものでございます。

12ページをご覧ください。

1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額に490万2,000円を追加するものです。事業費の不足分を追加するものです。

4款繰越金、1項繰越金であります。既定額から4万3,000円を減額するものです。前年度の繰越金であります。

続いて、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費であります。既定額から160万円を減額するものです。人事異動による人件費を277万4,000円減額し、コロナワクチン接種事業に係る会計年度任用職員の時間外手当49万7,000円及び沢山歯科診療室のエアコン更新費用67万7,000円を追加するものであります。

2款1項医業費であります。既定額に645万9,000円を追加するものです。沢山歯科診療室で開設以来、使用していた歯科レントゲン装置ですが、この製品の製造から10年が経過し、修理部品が入手できなくなったため、万が一故障した場合に診療ができなくなる可能性が出てきたため、更新するものであります。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、13ページから19ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第61号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第62号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、議案第62号 城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

まず、1ページでございます。

第1条であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,334万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

3 款 1 項他会計繰入金であります。既定額に20万円を追加するものであります。事務費繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金であります。既定額に5万9,000円を追加するものです。前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金であります。既定額に20万円を追加するものです。令和2年度保険料等負担金精算分であります。

2 項繰出金であります。既定額に5万9,000円を追加するものです。前年度の事業費確定による一般会計への繰出金であります。

以上、令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3 ページから5 ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第62号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第63号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第63号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算総額に歳入歳出それぞれ5,970万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ25億649万円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、初めに歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、既定額から289万6,000円を減額するものです。包括的支援事業費交付金の減によるものです。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、既定額に9,000円を追加するものです。介護予防日常生活支援サービス事業費の増による地域支援事業交付金の増によるものです。

5 款県支出金、2 項県補助金、既定額から144万8,000円を減額するものです。人事異動による人件費分の包括的支援事業費交付金の減によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、規定額から176万9,000円を減額するものです。人事異動に伴う職員給与費の減及び包括的支援事業費の減に伴う他会計繰入金の減によるものです。

同じく3 項介護サービス事業勘定繰入金、既定額に176万9,000円を追加するものです。

介護サービス事業勘定繰入収支分を繰入れするものです。

8 款繰越金、1 項繰越金、既定額に6,403万6,000円を追加するものです。前年度の繰越金でございます。

3 ページをお願いいたします。

続いて歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額から32万1,000円を減額するものです。人事異動に伴う人件費の減によるものです。

2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等費、既定額に8万円を追加するものです。要支援者のショートステイ利用の増によるものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、既定額に3万4,000円を追加するものです。高額介護予防・生活支援サービス費の増によるものです。

同じく3 項包括的支援事業・任意事業費、既定額から576万9,000円を減額するものです。人事異動に伴う人件費の減によるものです。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、既定額に6,186万5,000円を追加するものです。令和2 年度繰越金を積立てをするものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、既定額に381万2,000円を追加するものです。介護給付費等事業実績確定に伴う交付金の返還金となります。

以上、令和3 年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第2 号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、4 ページから12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和3 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1 号）についてご説明申し上げます。

第1 条、予算の総額に歳入歳出それぞれ176万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ618万6,000円とするものです。

14ページをお願いいたします。

第1 表、歳入歳出予算補正、初めに歳入です。

2 款繰越金、1 項繰越金、既定額に176万9,000円を追加するものです。前年度繰越金によるものです。

続いて、歳出でございます。

2 款諸支出金、1 項繰出金、既定額に176万9,000円を追加するものです。収支分を介護保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和3 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業第1 号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、15ページから16ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思ひます。よろしくご審

議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第63号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第64号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、議案第64号をご覧願います。

令和3年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,464万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,658万2,000円とするものです。

2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から2,720万8,000円を減額するものです。一般会計からの繰入金を減額するものです。

6款1項繰越金ですが、既定額に4,185万円を追加するものです。前年度決算額の確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項下水道事業費ですが、既定額に1,464万2,000円を追加するものです。人件費関係、公共枡新設工事代を追加するものです。

以上、令和3年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、3ページからの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第64号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第65号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 議案第65号をご覧願います。

令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げ

げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 165 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 665 万 4,000 円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から 97 万 8,000 円を減額するものです。繰越金の確定により一般会計繰入金を減額するものです。

4 款 1 項繰越金ですが、既定額に 262 万 8,000 円を追加するものです。前年度決算額の確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項農業集落排水事業費ですが、既定額に 165 万円を追加するものです。滞留管調査の設計委託費です。

以上、令和 3 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、3 ページからの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第 65 号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第 66 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第 66 号 令和 3 年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は総則で、第 2 条からご説明いたします。

第 2 条、令和 3 年度城里町水道事業会計予算第 3 条に定めました収益的支出の予定額を補正するものです。

補正の内容につきましては、収入、支出共、既決予定額の変更はなく、支出の科目内予定額を補正するもので、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用 200 万円の減であります。原水及び浄水費の動力費委託料を減額し、人事異動に伴う総掛費の人件費、旅費を増額するものです。

第3項特別損失200万円の増であります。過年度損益修正損、平成30年度分消費税修正申告に伴う消費税納付金の増によるものでございます。

以上、議案第66号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、3ページから6ページの補正予算実施計画明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第66号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、令和2年度城里町決算に入ります。

お手元の決算書により、歳入歳出決算の総括について説明願います。

会計課長久保田和美君。

○会計課長（久保田和美君） 議案第67号から第72号の令和2年度城里町各会計の決算認定についてご説明を差し上げます。

令和2年度歳入歳出決算書1ページをご覧ください。

令和2年度城里町会計別歳入歳出決算総括表であります。一般会計より農業集落排水事業特別会計の順に読み上げさせていただきます。

なお、予算額につきまして歳入歳出共、同額でございますので、各会計共、歳入予算額のみを読み上げとさせていただきます。

初めに、一般会計であります。

歳入予算額168億2,436万3,000円、決算額155億3,446万603円、予算額に対する決算額の比較増減でございますが、マイナスの12億8,990万2,397円、決算比率は92.33%です。

歳出の決算額は148億3,307万1,888円、比較増減が19億9,129万1,112円、決算比率88.16%です。歳入歳出差引残高は7億138万8,715円であります。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定でございます。

歳入予算額24億1,972万2,000円、決算額24億4,157万6,663円、比較増減2,185万4,663円、決算比率100.9%、歳出の決算額は23億8,258万3,326円、比較増減3,713万8,674円、決算額比率98.47%、差引残高5,899万3,337円になります。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定になります。

歳入予算額2億630万2,000円、決算額1億9,138万1,549円、比較増減マイナス1,492万451円、決算比率92.77%、歳出の決算額1億8,992万3,584円、比較増減1,637万8,416円、決算比率92.06%、差引残高は145万7,965円になります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入予算額が2億4,271万5,000円、決算額2億4,229万5,580円、比較増減マイナス41万9,420円、決算比率99.83%、歳出の決算額2億4,223万5,053円、比較増減額47万9,947円、決算比率99.80%、差引残高6万527円になります。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定になります。

歳入予算額23億5,786万1,000円、決算額23億7,895万6,288円、比較増減マイナス2,109万5,288円、決算比率100.9%、歳出の決算額23億1,392万157円、比較増減4,394万843円、決算比率98.14%、差引残高6,503万6,131円になります。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業です。

歳入予算額461万3,000円、決算額533万5,036円、比較増減72万2,036円、決算額比率115.65%、歳出の決算額356万4,334円、比較増減104万8,666円、決算額比率77.27%、差引残高177万702円になります。

次に、公共下水道事業特別会計になります。

歳入予算額13億8,295万1,000円、決算額11億4,059万2,957円、比較増減マイナス2億4,235万8,043円、決算額比率82.48%、歳出の決算額は10億6,835万3,219円、比較増減3億1,459万7,781円、決算額比率77.25%、差引残高7,223万9,738円になります。

次に、農業集落排水事業特別会計になります。

歳入予算額2億7,915万2,000円、決算額2億8,061万2,243円、比較増減額146万243円、決算額比率100.52%、歳入の決算額は2億7,348万5,719円、比較増減566万6,281円、決算額比率97.97%、差引残高は712万6,524円になります。

以上、令和2年度城里町会計別歳入歳出決算総括表により、一般会計のほか7特別会計の決算状況について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 次に、水道事業会計決算について簡潔に説明願います。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第73号 令和2年度城里町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

決算書の186ページをお開きください。

令和2年度城里町水道事業決算報告書でございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入であります。

決算額より読み上げさせていただきます。

第1款水道事業収益、決算額は6億6,173万7,494円で、予算額に比べ7,744万4,506円の減となっております。収入率は89.5%です。

支出であります。

第1款水道事業費用、決算額は6億595万4,670円で、翌年度への繰越額は4,693万円です。不用額は8,629万7,330円となっております。執行率は82.0%です。

続きまして、187ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入であります。

決算額より読み上げさせていただきます。

第1款資本的収入、決算額は2億2,911万8,600円で、予算額に比べ1億4,877万3,400円の減となっております。収入率60.6%です。

支出であります。

第1款資本的支出、決算額は4億8,232万9,857円で、翌年度への繰越額は1億2,650万円です。不用額は8,971万2,143円であります。執行率は69.0%です。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億5,321万1,257円は、当該年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額2,307万1,162円と、過年度分損益勘定留保資金2億3,114万95円で補填いたしました。

以上、水道事業会計の決算について概要をご説明させていただきました。詳細につきましては、188ページから194ページのキャッシュフロー計算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び195ページから198ページの財務諸表附属書類をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 議案第67号から議案第73号までの令和2年度城里町全7会計の決算認定についてであります。決算特別委員会を設置し、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行う予定ですので、詳細な説明は省略いたします。

また、請願第1号についても本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、報告第30号をご覧くださいと思います。

城里町議会議員及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する規程であります。城里町議会議員及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が令和3年3月26日に施行されたことに伴いまして、今回その支給に必要な諸手続について規定をするものでございます。

既にご承知かと思いますが、令和2年6月12日に公選法の改正が行われまして、同年の12月12日に施行されてございます。

この中で、選挙公営の拡大が大きく改正されまして、選挙運動費用の選挙運動自動車の使用、それと選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成というのが選挙公営で行われるようになりました。

これに伴いまして、町村議会議員選挙におけますビラ、頒布の解禁ということで、ビラの上限枚数については1,600枚が可能となっております。また、新たに議会議員の選挙におきましても、供託金の制度が導入されまして、その額は15万円とするということで、公選法の改正がされております。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第31号から第39号までは、時間の都合上、省略したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る9月7日火曜日午前10時をもって令和3年第3回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時13分閉会